

参考資料

平成 20 年 9 月 19 日

金融庁

目次

制度

I. 協同組織性

・ 協同組織金融機関の特色	5
・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）	6
・ 信用金庫法（抄）	7
・ 中小企業等協同組合法（抄）	9
・ 労働金庫法（抄）	11
・ 農業協同組合法（抄）	13
・ 相互扶助性	15
・ 非営利性	16
・ 剰余金の配当	17

II. 協同組織金融機関の制度の変遷

・ 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の沿革	18
・ 協同組織金融機関の変遷	19
・ 過去の議論①（昭和42年）	20
・ 過去の議論②（昭和48年）	23
・ 過去の議論③（昭和55年）	24
・ 過去の議論④（平成元年・平成2年）	26
・ 過去の議論⑤（平成4年）	29
・ 信用金庫・信用組合に係る主な制度改正	31

Ⅲ. 現在の協同組織金融機関制度	
・ 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の主な相違点	33
・ 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の機関の比較	35
・ 協同組織金融機関の中央機関の機能	37
Ⅳ. 海外の協同組織金融機関の概要	38
Ⅴ. 相互会社	
・ 相互会社についての基本的考え方	39
・ 保険会社の形態	41
・ 株式会社と相互会社の比較	42
・ 保険会社（相互会社形態）におけるガバナンス強化の取組み①	44
・ 保険会社（相互会社形態）におけるガバナンス強化の取組み②	45
（参考）	
・ 「規制改革推進のための3か年計画」（抄）	46
・ 「多重債務問題改善プログラム」（抄）	48

現状

Ⅰ. 信用金庫・信用組合の現状について	
・ 協同組織金融機関（信金・信組）数の推移	50
・ 協同組織金融機関（信金・信組）の分布	51
・ 預金量の分布状況（20年3月末）	52
・ 協同組織金融機関（信金・信組）の預金量の推移	53

・ 協同組織金融機関（信金・信組）の貸出金の推移	54
・ 協同組織金融機関（信金・信組）の預金・貸出金（末残）の推移	55
・ 預貸率・預証率（平残）の推移	56
・ 員外預金比率の状況	57
・ 自己資本比率・不良債権比率（金融再生法開示債権）の推移	58
・ 協同組織金融機関（信金・信組）の会員・組合員数の推移	59
・ 協同組織金融機関（信金・信組）の店舗数の推移	60
・ 協同組織金融機関（信金・信組）の従業員数の推移	61
・ 本店所在地の状況（20年3月末）	62
・ 地方におけるネットワークの状況（19年3月末現在）	63
・ 中小企業の取引金融機関（従業者規模別）	64
・ 中小企業（法人企業）の取引金融機関（資本金階級別）	65
・ 中小企業の取引金融機関（売上高別）	66
・ 中小企業（小売業）の取引金融機関（売上高別）	67
・ 協同組織金融機関（信金・信組）の破綻要因分析 （平成3年度～平成14年度）	68
・ 地区規制と事業の範囲	69
・ 過去10年間の地区拡張等の実績	72
・ 地区に係る関連条文（信用金庫）	73
・ 地区に係る関連条文等（信用組合）	74
・ 協同組織中央機関について	75
・ 協同組織中央機関の余資運用について	76

II. 信用金庫・信用組合における地域密着型金融の取組みについて

・ 地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の経緯	78
------------------------------	----

・リレーションシップバンキングの機能強化に関する アクションプログラム（基本的考え方）	79
・リレーションシップバンキングの機能強化に関する アクションプログラム	80
・新アクションプログラム（平成17～18年度）の経緯等	81
・地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム	82
・地域密着型金融（15～18年度 第2次アクションプログラム終了時まで） の進捗状況の概要	84
・地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について	87
・地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みについて	88
・信用金庫・信用組合の地域密着型金融の取組みに係る 今後の監督上の枠組みについて	89

Ⅲ. その他

・協同組織金融機関に係る諸計数	91
・協同組織中央機関（単体）に係る諸計数	92

協同組織金融機関の特色

- 協同組織金融機関は、「会員又は組合員の相互扶助を基本理念とする非営利法人」。「そもそも中小企業、農業漁業者及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたもの」。

(平成元年5月15日金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告「協同組織形態の金融機関のあり方について」)

- 信用金庫・信用組合（地域・業域・職域）・労働金庫・農林系統金融機関の4つの業態が存在。
- 日本の制度はドイツの協同組合を参考にしたもの。諸外国においても協同組織金融機関に類する制度が存在。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

第二十二條 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

信用金庫法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第七条 次に掲げる金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条において「私的独占禁止法」という。）の適用については、私的独占禁止法第二十二条第一号に掲げる要件を備える組合とみなす。

一 信用金庫であつて、その会員である事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ その常時使用する従業員の数が三百人を超えない事業者

ロ その資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額を超えない法人である事業者

二 （略）

2 （略）

3 第一項第一号ロの規定に基づき政令で金額を定める場合には、小規模の事業者の相互扶助に資するとともに公正かつ自由な競争の確保を図る見地から定めるものとする。

(加入)

第十三条 金庫に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき金庫の承諾を得て引受出資口数に應ずる金額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

(自由脱退)

第十六条 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がいないときは、会員は、金庫に対し、定款で定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

2 (略)

(議決権)

第十二条 会員は、各一個の議決権を有する。

2～7 (略)

(剰余金の配当)

第五十七条 (略)

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分量又は出資額に応じてしなければならない。

3 出資額に応じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

中小企業等協同組合法（抄）

（法律の目的）

第一条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第七条 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十二条第一号の要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合、火災共済協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者

ロ 常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）を超えない事業者

二・三（略）

2・3（略）

(加入の自由)

第十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(加入)

第十五条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出口数に応ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

(自由脱退)

第十八条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 (略)

(議決権及び選挙権)

第十一条 組合員は、各々一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2～6 (略)

(剰余金の配当)

第五十九条 (略)

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員（火災共済協同組合にあつては、火災共済事業の利用者）が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。

3 (略)

労働金庫法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

（原則）

第五条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

2・3 （略）

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第九条 金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条、第十一条の四十九第一項第五号、第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四において「私的独占禁止法」という。）の適用については、これを私的独占禁止法第二十二条第一号及び第三号に掲げる要件を備える組合とみなす。

(加入)

第十四条 金庫に加入しようとするものは、定款の定めるところにより、加入につき金庫の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

(任意脱退)

第十六条 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受けるものがないときは、会員は、金庫に対し、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

(議決権)

第十三条 会員は、各一個の議決権を有する。ただし、第十一条第二項の規定による会員（以下「個人会員」という。）は、議決権を有しない。

2～5 (略)

(剰余金の配当)

第六十一条 (略)

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分量又は出資額に応じてしなければならない。

3 出資額に応じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

農業協同組合法（抄）

（法律の目的）

第一条 この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（営利の禁止）

第八条 組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

（独占禁止法の適用除外）

第九条 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条、第十一条の四十九第一項第五号、第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四において「私的独占禁止法」という。）の適用については、これを私的独占禁止法第二十二條第一号及び第三号に掲げる要件を備える組合とみなす。

（加入防害の禁止）

第二十条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(任意脱退)

第二十一条 出資組合の組合員は、いつでも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がいないときは、組合員は、出資組合に対し、定款の定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

2～4 (略)

(議決権及び選挙権)

第十六条 組合員は、各々一箇の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、第十二条第一項第二号から第四号まで又は第二項第二号若しくは第三号の規定による組合員（以下「准組合員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

2～8 (略)

(剰余金の配当)

第五十二条 (略)

2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の出資組合の事業の利用分量の割合に応じ、又は年八分以内において政令で定める割合を超えない範囲内で払込済みの出資の額に応じてしなければならない。

相互扶助性

○明治 24 年 11 月 28 日内務大臣（品川弥二郎）による信用組合法案提出理由説明

茲に政府の提出致しました信用組合法案と申しますものは、即ち此中産以下の人民のために金融の便を開いて低利に資本を使用することを得せしめ、兼て勤儉、自助の精神を興し、以て地方の実力を養成せんとするの目的でございます。

（出典）『産業組合法要義』平田東助著（『協同組合の名著 第1巻』より引用）

○昭和 24 年 5 月 7 日衆・商工委員会 中小企業等協同組合法案提出理由説明

要するに経済九原則の実施により、異常な困難に直面せんとしております中小企業が、今後よつてもつて立つ手段は、基本的にはその組織化と、相互扶助の力による競争力の培養、増強以外にはない

○昭和 52 年 6 月 20 日最高裁第二小法廷判決

思うに、中小企協組合は、中小企業者の個別収益の助成促進を目的として組織される人的結合体であり、資本主義社会における経済的弱者である中小企業者の自己防衛的相互扶助団体であり、協同組合の一形態として、……、一八四四年ロツチデール衡平開拓者組合以来の「組合員の相互扶助」、「組合の組合員に対する直接奉仕」、「一人一票主義」等の協同組合理念に基づき設立されているのである。中小企業等協同組合法五条が、組合は、組合員の相互扶助を目的とすべきこと（一項一号、以下「相互扶助性」という。）、組合の行う事業によつて組合員の直接の奉仕をすることを目的とすべきこと（二項、以下「直接奉仕の原則」という。）、組合の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず平等であるべきこと（一項三号、以下「一人一票主義」という。）等を中小企協組合の基本原則として掲げていることは、わが国の中小企協組合も、右の歴史的・伝統的な組合理念に基づいて設立され、この理念に則つて行為すべきことを明らかにしたものにほかならない。

（注）中小企協組合＝中小企業等協同組合

非営利性

基準<1> 会社の営利性の概念

① 対外的に事業を行い、

② それによって得た利益を構成員に分配することを

③ 目的とするか

「営利ヲ目的トスル社団ニシテ…会社ト看做ス」(旧商法第52条②)

(参考)『会社法 第八版』神田秀樹著

(注) 会社法では「会社」を「営利を目的とする社団」と定めていないが、これは、『会社法上、会社の株主・社員には、利益配当請求権・残余財産分配権が認められていることは明らかであり、会社が対外的活動を通じて上げた利益を社員に分配することを意味する「営利を目的とする」という用語を用いる必要がないため。 (出典)『一問一答 新会社法』相澤哲編著

協同組織金融機関

① 員外規制 ② 配当制限 ③ 相互扶助目的 → 非営利

大審院判決

○ 昭和元年12月27日

会社が目的たる事業の経営を他人に一任し、また社員に利益配当を行わないことにした場合であっても、会社解散の際に社員に分配すべき残余財産を増殖するのに妨げのない契約であれば、営利法人たる会社の本質と相容れないものではない。

(参考)『判例ハンドブック 商法総則・会社法』

倉沢康一郎・奥島孝康編著

基準<2> 商法上の商人の要件

① 収支の差額を利得することを

② 目的とするか

「商人」=「自己の名をもって商行為をすることを業とする者」

(商法第4条①)

・業とする…営利の目的で同種の行為を、継続的・計画的に行うこと。

(参考)『商法I—総則・商行為〔第3版〕』落合誠一・大塚龍児・山下友信著

協同組織金融機関

② 相互扶助目的

非営利

最高裁判決

○ 昭和63年10月18日最高裁第三小法廷判決

「信用金庫法に基づいて設立された信用金庫は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するために設けられた協同組織による金融機関であり、…信用金庫の行う業務は営利を目的とするものではないというべきであるから、信用金庫は商法上の商人には当たらないと解するのが相当」

○ 平成18年6月23日最高裁第二小法廷

「中小企業協同組合法に基づいて設立された信用協同組合は、…業務は営利を目的とするものではないというべきであるから、商法上の商人には当たらないと解するのが相当」

剰余金の配当

- 信用金庫・信用組合の剰余金は、定款の定めにより、事業の利用分量又は出資額に応じて配当することとされている。

【信用金庫法】

(剰余金の配当)

第五十七条 (略)

- 2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分量又は出資額に応じてしなければならない。
- 3 出資額に応じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

【中小企業等協同組合法】

(剰余金の配当)

第五十九条 (略)

- 2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員（火災共済協同組合にあつては、火災共済事業の利用者）が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。
- 3 (略)

- すべての信用金庫・信用組合では出資配当が採用されている。

配当率の最頻値 信用金庫：4%、信用組合：3% (出典) 平成18年度決算速報

- 一部の職域信用組合・業域信用組合においては、出資配当に加え、利用分量配当が併用されている。(平成18年度においては、全28業域信用組合中2つの業域信用組合、全18職域信用組合中6つの職域信用組合で採用。) (出典) 平成18年度決算速報 (社)全国信用組合中央協会作成資料

例 A信用組合 預金利息 : 100円につき40円の割合
貸付金利息 : 100円につき25円の割合

(出典) A信用組合平成18年度ディスクロージャー誌

協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の沿革

○ 明治半ば以降、各地に信用組合が設立

明治 25 年の掛川信用組合の誕生が最初

○ 明治 33 年「産業組合法」制定

購買・販売・生産の事業組合とともに、信用事業を行う組合を「産業組合」として初めて法制化

○ 大正 6 年「産業組合法」改正

都市部の中小商工業者向けの金融を念頭に、産業組合法の中に市街地信用組合制度を創設。員外預金、手形割引を許容。

○ 昭和 18 年「市街地信用組合法」制定

産業組合法から市街地信用組合制度を分離

○ 昭和 24 年「中小企業等協同組合法」・「協同組合による金融事業に関する法律」制定

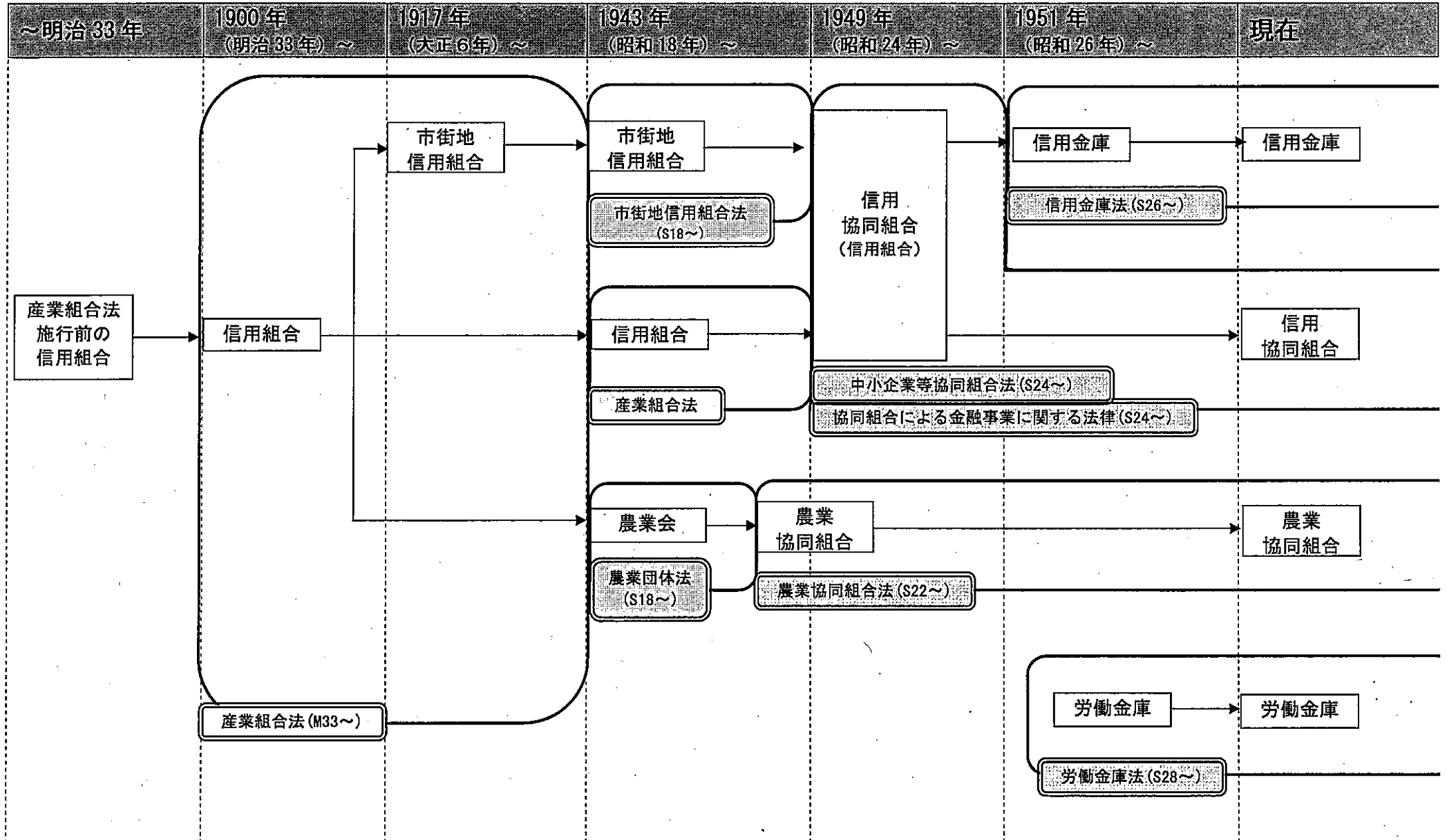
市街地信用組合を含め、中企法に統合。預金者保護・健全経営の確保の観点から、中企法に加え、信用事業を営む協同組合を協金法により規制。

○ 昭和 26 年「信用金庫法」制定

金融機関としての機能を拡大しようとする組合を念頭に、中企法から分離して、信用金庫法において信用金庫制度を創設。多くの信用組合が信用金庫に改組。

[信用金庫法施行時 (S26.6.15) 653 組合⇒ (S28.6.14) 改組：560 組合 残存：72 組合 消滅：21 組合]

協同組織金融機関の変遷



過去の議論①（昭和42年）

「中小企業金融制度のあり方について」（昭和42年10月20日金融制度調査会答申）

総論

○ 中小企業金融機関の現状と問題点

- <現状>・金融機関の同質化 ・規模の格差の増大等 ・対象とする中小企業の成長
<問題点>・会員意識の稀薄化 ・総代選任及び総代会の運営の名目化

○ 民間中小企業金融専門機関の必要性

- ・中小企業金融の安定性（都市銀行等の中小企業金融は景気動向により激しく変動）
- ・中小企業に適した金融（中小企業の一般的性格の十分な理解・きめ細かい経営上のアドバイス）
- ・わが国中小企業金融の特殊性（中小企業が経済全体に占める比重が大きいこと・一般的に大企業との付加価値生産性の格差が著しいこと等）

各論

○ 類型

- ・民間中小企業金融機関として「相互銀行」「信用金庫」「信用組合」の3種類を存続させるか、2種類の専門機関に改めるか以下の3つの考え方を中心に討議

（イ）3種類説：現行の3種類の金融機関を存続

（ロ）2種類説（A案）：信用金庫を相互銀行とともに中小企業銀行に一本化し、信用組合は存続

（ハ）2種類説（B案）：株式会社組織の専門機関と協同組合組織の専門機関の2種類とし相互銀行は主として前者に、信用組合は主として後者に移行。信用金庫のうち、機能の拡充を希望するものは株式会社組織の専門機関に、協同組織性を維持したいものは協同組合組織の専門機関に移行

→結論：3種類の制度は存続（（イ）案）

- <理由>・規模、業態が多種多様である中小企業に対する金融については、ふさわしいパイプを用意しておくことが望ましいこと
- ・急激な制度改革による混乱が生じるおそれ
 - ・2種類のみ（株式会社組織と協同組合組織）では、中位以下の中小企業や小規模零細企業に対する融資に断層が生じ、また、融資が不円滑になるおそれ

○ その他

<信用金庫の事業>

- ・ 会員となりうる事業者の範囲については、現在の従業者基準のほかに資本金基準を設けてそのいずれかを満たせばよいこととし、資本金は1億円以下とする
- ・ 会員は、金庫を利用し、また金庫の運営に関心を持ちうる者に限定することが望ましく、その方法として、会員1人当たりの出資金額を引き上げることが考えられる（東京特別区及び指定市：1万円以上・その他：5,000円以上）
- ・ 新たな員外貸出として、条件付きで「卒業生金融」及び小口員外貸出を認めることが必要

<融資限度>

- ・ 融資限度について、自己資本に対する比率限度は、信用金庫および信用組合は現行通り20%で差し支えなく、金額限度は信用金庫1億円、信用組合5,000万円を基準とすることが望ましい

<最低出資金>

- ・ 最低出資金は、以下のとおり定める（信用金庫：東京特別区及び指定市1,000万→1億円・その他500万→5,000万円、信用組合：東京特別区及び指定市500万円→2,000万円・その他200万→1,000万円）

<地区>

- ・ 信用金庫及び信用組合については、構成員を地区内の中小企業者等に限定するため、地区の規定は必要

<合併・転換>

- ・ 異種金融機関相互間の合併、転換を可能とするよう法律上の道を開いておく必要

3 試案の概要

	川口試案〔3種類説〕	末松試案〔2種類説(A案)〕	金融制度調査官試案〔2種類説(B案)〕
1. 専門機関の必要性和専門性の確保	<p>(1) 今後、中小企業に対する恒常的な信用制限はなお存続すると思われるので、中小企業に対する信用制限を緩和し、その必要資金を確保するためには、引続き専門機関の存在が必要</p> <p>(2) 中小企業金融専門機関を中小企業分野に定着させるため、融資対象、融資金額、営業地域等について制約を加えるとともに特典を付与</p>	<p>(1) 中小企業に対する金融の円滑化を図り、中小企業に対する金融上の不公正な取扱いを排除するため専門機関が必要</p> <p>(2) 融資対象を規制</p>	<p>(1) 中小企業金融の安定性を確保し、中小企業に適した金融を行うためには、専門機関が必要</p> <p>(2) 融資対象と融資限度を規制し地域性を持たせる</p>
2. 専門機関の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互銀行(普通銀行に転換させ、小規模地方銀行も参加させた乙種銀行とすることも考えられる。) ・ 信用金庫 ・ 信用組合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業銀行(相互銀行、信用金庫を一本化) ・ 信用組合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社組織 ・ 協同組合組織
3. 営業又は事業形態	<p>中小企業を対象</p> <p>ただし、</p> <p>(イ) 過去一定期間の顧客関係を条件として卒業生金融を容認</p> <p>(ロ) 信用金庫について、小口員外貸出(1件30万以下、総貸出残高の20%まで)を容認</p> <p>(ハ) 信用金庫について、必要な限度でサービス対象を会員外へ拡大することを容認</p>	<p>中小企業銀行の融資対象：資本金2億円以下または従業員1000人以下とするが、必要に応じ卒業生金融も容認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組合組織：構成員を中小企業基本法による中小企業に限定。かつ事業対象を構成員に限定して預金・貸出両面とも員外貸出を禁止 ・ 株式会社組織：営業対象を資本金1億円(または2億円～3億円)以下の中小企業とすることにより専門性を持たせる。専門性を損なわない範囲で中小企業以外との取引も容認
4. 地域	<p>ケース・バイ・ケースで営業地域の適正化を図る</p>	<p>特定の地域にしぼることなく、専ら店舗行政の運営に任せる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組合組織：構成員資格の限定により事業区域を限定 ・ 株式会社組織：店舗設置規制により営業区域の限定
5. 規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域信用組合：過小規模是正のために最低会員数の増加または最低出資額の引上げを考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中企業銀行：資金量300億以上 ・ 信用組合：資金量50億円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組合組織：比較的小規模が適当 ・ 株式会社組織：所在地域の経済力、取引先中小企業の数や規模の大きさによって異なる

過去の議論②（昭和 48 年）

「中小企業金融制度の整備に関する答申」（昭和 48 年 1 月 18 日金融制度調査会答申）

- 「中小企業金融制度のあり方について」（昭和 42 年 10 月金融制度調査会答申）の意図
相互銀行、信用金庫及び信用協同組合について、それぞれ中小企業金融専門機関としての性格を明解にするとともに、各金融機関がより広い範囲で適正な競争を行うことができるような環境を整備し、金融の効率化を通じて中小企業金融の一層の円滑化を促進すること
→ 今日においても基本的な変更を加える必要はない
- しかしながら、ここ数年における国際化の著しい進展、中小企業の資本装備率の上昇等、客観情勢の推移に即して、以下のような改正を行うことが適当
 - ・ 中小企業基本法における中小企業者の定義の改訂に伴う信用協同組合の組合員資格の改正
 - ・ 信用金庫の会員資格および相互銀行の融資対象者の資本の額または出資の限度は、前者を 1 億円以下→2 億円以下に、後者を 2 億円以下→4 億円以下に引き上げる
 - ・ 信用金庫連合会について員外預金の受入れ等を容認
 - ・ 信用協同組合が、預金総額の 100 分の 20 の限度内において員外預金を受け入れることを容認
 - ・ 信用協同組合に対する監督を一層強化する必要があると認められることから、都道府県知事の要請を受けた場合の大蔵大臣による検査を導入
 - ・ 信用協同組合が行うことができる業務の代理を、必要な限度において拡大 等

過去の議論③（昭和 55 年）

「中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について」

（昭和 55 年 11 月 26 日金融制度調査会答申）

1. 中小専門機関の必要性

- ・ 中小企業金融の現状：高度成長から安定成長への移行等に伴って、かつてのような慢性的な資金不足はなくなっているとする見方があるが、中小企業については、その特色を生かした創意工夫の発揮や事業の転換等が要請されているところでもあり、その資金需要はなお引き続き根強いものと予想される
- ・ 中小企業金融の問題点：金融機関借入については、総じて金利が高く、担保・保証条件が厳しい 等
- ・ 中小専門機関の必要性：銀行と並んで、中小企業金融に専念する金融機関を設けておく必要

<理由>

- ・ 中小企業への資金の安定的供給（銀行による中小企業への資金供給が安定的な構造を備えるに至ったかどうかについては、推移を見守る必要）
- ・ 中小企業の多様性に即した金融（個々の業態・企業の経営内容に精通している金融機関が、きめ細かな経営上のアドバイスを与えること等）
- ・ 地域経済に密着した活動（中小企業には、地域経済に密着した活動を行っているものが多いため、このような企業に対する金融については、地域の経済・社会に深い関わりを持った金融機関が大きな役割を果たしていくことが期待される）

2. 中小専門機関の今後のあり方

- ・ 中小企業金融に専念する金融機関としては、現在、相互銀行、信用金庫及び信用組合の三種類の機関が存在しているが、下記の理由から、この構成をそのまま維持することが適当

<理由>

- ・ 資金を供給する側にあっても、中小企業の規模別等の差異に対応して重層的に活動していくような構成をとっていることが望ましい
- ・ 三種類の専門機関の金融取引構造は、中小企業金融の充実のためによりよく機能している
- ・ それぞれの中小企業と取引実績を積み重ねてきている状況に急激な変革を加える必要もない
- ・ 中小専門機関の業務に関しては、銀行から三種類の中小専門機関までを通じて重複部分が拡大し、ある程度の同質化が進展していく傾向が認められる。これは大勢としては競争の促進につながり、そのような競争を是認して金融の効率化を進めていくという観点から、中小企業専門機関につき、その業務内容の拡充整備を図っていくことが適当

3. 中小専門機関の機能発揮等のための具体的施策

- ・ 中小企業者及び法人会員（組合員）資格の範囲の拡大（資本金基準：相互銀行 4 億円以下→8 億円以下、信用金庫 2 億円以下→4 億円以下）
- ・ 信用組合の地公体等に対する預金積金担保貸付け以外の貸付け・組合員以外への預金積金担保の範囲内での貸付けを、総貸出額の 20% の限度内において容認
- ・ 信用金庫の外国為替業務は、我が国経済の国際化に伴って中小企業の海外取引が一段と進んでいること等にかんがみ、これを容認
- ・ 信用組合の内国為替取引について、「組合員のためにする」の文言を削除することが適当
- ・ 資本金（出資金）の最低限度の引上げ（相互銀行：東京都及び指定市 3 億円→6 億円・その他 2 億円→4 億円、信用金庫：東京都特別区及び指定市 1 億円→2 億円・その他 5,000 万円→1 億円）

過去の議論④（平成元年・平成2年）

「協同組織形態の金融機関のあり方について」 （平成元年5月15日金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告）

1. 協同組織金融機関の基本的あり方

- ・中小企業等の分野を専門とする協同組織形態の金融機関の存在は今後とも必要
　　<理由> 中小企業等の分野は、貸付規模が比較的小口であるとともにリスク判断において個別の事情を斟酌する必要がある 等
- ・中小企業等の分野を専門とする金融機関が協同組織形態を採ることは十分合理性を有するものと考えられる
　　<理由> ・利用者ニーズへの的確かつきめ細かな対応（協同組織金融機関は地縁・人縁を基盤としていることから会員等のニーズ把握が安易であり、業務及び組織の運営上、会員等の利益が第一義的に考慮されることから）
　　・長期的な視点に立った適切な金融仲介機能の発揮（資金の借り手は原則として会員又は組合員であり、金融機関との間に強い密着性又は連帯が存在するため）

2. 協同組織金融機関の業務のあり方

- ・協同組織金融機関の預金及び貸出について、会員又は組合員中心の業務運営を変更することは、協同組織金融機関の協同組織性を損なうこととなりかねないため、このような基本的考え方については維持することが適当
- ・その他金融業務に関しては、適切と判断される場合には、業務範囲の拡大について弾力的な対応を行うことが適当
- ・業務範囲を拡大するにあたっては、協同組織としての性格を維持することを基本とし、一般の金融機関との同質化との問題が生じないよう留意する必要があると考えられる

3. 協同組織金融機関の組織のあり方

(1) 「地区」の範囲

- ・信用金庫、地域信用組合及び農林系統金融機関のように地域を基盤とする金融機関の性格が強いものにあつては、地区の範囲は、人的結合体としての統合の基盤を成す同質的な地域経済の圏域の中に限定するのが合理的
- ・経営面で困難な状況が生じているような場合においては、必要性について十分検討した上で、地区の範囲を弾力的に扱うことが適当

(2) 会員及び組合員資格

- ・人的結合体としての協同組織の基本的な性格を維持しつつ、経済規模の拡大等に伴い、会員及び組合員資格の適切な見直しを行うことが必要

(3) 組織運営

- ・協同組織としての組織運営の原則は維持する必要があるが、金融機関としての組織運営の弾力性を確保することも重要であり、こうした観点から、組織運営のあり方について適時適切な見直しを行うことが必要

4. 連合組織の役割及び連合組織の機能のあり方

- ・ 単位組織間の相互扶助及び連合組織による単位組織の機能の補完の重要性が拡大していくものと考えられる

5. 合併・転換

- ・ 協同組織金融機関の4つの業態（信用金庫・信用組合・労働金庫及び農林系統金融機関）は、引き続き存続させることが必要であると考えられるが、より広範囲な業務が可能な業態へ転換する場合には、合併転換法に基づき適切に対処することが適当



引き続き、協同組織金融機関の業務及びあり方に関する具体的事項の検討を実施

「協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について」

（平成2年7月13日金融制度調査会・金融制度調査会金融制度第一委員会作業部会報告）

1. 組合員資格の範囲

- ・ 基本部分については、引き続き中小企業基本法の中小企業者の定義に準拠する【信組】

2. 組織

- ・ 合併等については総会決議事項であるため、機動的対応が困難。合併等の手続きのあり方については、民主的運営を損なわないことが必要であり、行政当局において検討【信組】
- ・ 総会及び総代会の議長の選任方法は、最も民主的な方法であり、敢えてこれを改める必要はない【信組】
- ・ 員外理事（代議員以外の理事）枠の拡大【労金連】

3. 業務

(1) 貸出

- ・員外貸出の量的規制の緩和について行政当局において検討【農協】
- ・員外貸出の対象範囲の拡大【労金・農協】
- ・小口員外貸出の限度額を、適切な水準に引き上げ【信金・信組・労金】

(2) 外国為替、国債等の窓口販売・ディーリング業務

- ・外国為替業務に係る制度の導入【信組・労金・農協】
- ・国債等の窓口販売・ディーリング業務の制度の導入については行政当局において検討【信組・労金・農協】

(3) その他

- ・保護預りは、員外取引者の取引ニーズに応じていく必要があること等から「組合員（会員）のためにする」の文言を削除【信組・信組連・労金・労金連】
- ・有価証券の貸付けは、金融機関に対するもの等安全性の高いものについては員外利用を容認【信組・信組連】等

4. 同一人に対する信用供与の制限

- ・金額限度の引上げ【信金・信組】
- ・組合員向け・員外向けについて区別することなく、同じように自己資本比率の20%とすることが適当【農協】 等

5. 余裕金の運用

- ・余裕金運用の法定制限については、これを改め、機動的な余裕金運用ができるよう、規定の整備を行うことが適当【信組】

過去の議論⑤（平成4年）

「協同組織金融機関の優先出資について」 （平成4年12月11日協同組織金融機関の優先出資に関する研究会報告）

1. 協同組織金融機関の自己資本充実の必要性

- ・協同組織金融機関は、相互扶助組織としての機能のみならず、我が国金融システムの一翼を担うものとして、銀行と同様に自己資本充実が要請される
- ・協同組織金融機関の出資による自己資本の充実は、連合組織においては会員数の増大が期待できないこと等の困難性があること等から、自己資本充実策の多様化を図ることが喫緊の課題であり、広く員外から出資を受け入れる自己資本充実策の検討が必要

2. 協同組織金融機関の新たな自己資本充実策（優先出資制度の基本的構想）

- ・員外から出資を受け入れる制度（優先出資制度）の導入を考える場合、この制度の導入が協同組織性を損なうことのないよう十分配慮する必要があり、以下のような制度が想定される
 - (1) 無議決権（不特定多数の者を想定している優先出資者は議決権を有しない）
 - (2) 優先権の付与（剰余金の配当等について優先的内容）
 - (3) 優先出資の発行口数の規制（優先出資の発行口数は普通出資の発行口数の一定割合以内）
 - (4) 配当の上限規制（協同組織金融機関の運営が配当原資確保に傾斜し、営利団体化することを防止）
 - (5) 不特定多数の者からの受入れ
 - (6) 優先出資証券の発行（権利の移転・行使の円滑化を考慮すると有価証券化することが望ましい）

3. 優先出資制度についての理論的検討（協同組織性との整合性）

・員外出資の妥当性

→ 人的結合組織である協同組織においては、出資と会員としての地位の間には必然的な関係はない。優先出資により協同組織金融機関の財務基盤が強化され、会員の利便向上に寄与することを考慮すると、会員の同意があれば、外部から出資を受入れること自体が問題になることはない

・協同組織組合原則との関係

→ 優先出資制度を導入することは、以下のように、独占禁止法第24条に表れている協同組合原則（我が国各種協同組織法制に共通する原則）に反するものではなく、むしろこれを一層充実させるものである

①「相互扶助」の目的をよりよく果たしていくためにも、厳しい競争に耐えうるような自己資本の充実が必要であり、優先出資制度の導入は「相互扶助」の充実をも図るものである

②優先出資制度導入後も「加入・脱退の自由」は維持

③優先出資者は普通出資者総会における議決権は与えないものとしており、組合員の「平等の議決権」には何ら影響を与えない

④優先出資にかかる配当についても、「配当の上限」を設ける

・協同組織の非営利性との関係

→ 以下の理由から、優先出資の受入れが協同組織金融機関の非営利性を損なうことはないものと考えられる

①優先出資に対する配当も、普通出資に対する配当と同様、事業運営に必要な資本金調達のための必要的経費である

②優先出資者は協同組織金融機関の運営に自己の営利意思を反映させることはできない

③優先出資は普通出資の補完的役割を果たすものであり、優先出資の発行口数を普通出資の口数の一定の割合に制限

④優先出資に係る配当についても上限を定めること

信用金庫・信用組合に係る主な制度改正

○昭和 43 年 「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」・「金融機関の合併及び転換に関する法律」制定

<背景>『中小企業金融制度のあり方に関する答申』（昭和 42 年 10 月金融制度調査会）

具体的
内容

- 【信用金庫】・ 最低出資金の引上げ（指定都市等：1 千万円→1 億円、その他：5 百万円→5 千万円）*
 - ・ 会員資格拡大（資本金等規模の導入）
 - ・ 員外貸出拡大（卒業生金融、小口員外貸出）
- 【信用組合】・ 最低出資金の引上げ（指定都市等：5 百万円→2 千万円、その他：2 百万円→1 千万円）
 - ・ 一組合員に対する貸出限度の新設

- ・ 異種業態間の合併・転換を可能に

* 昭和 57 年政令第 45 号において、指定都市等：1 億円→2 億円、その他：5 千万円→1 億円に引上げ

○昭和 48 年 「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」制定

<背景>『中小企業金融制度の整備に関する答申』（昭和 48 年 1 月金融制度調査会）

具体的
内容

- 【信用金庫】・ 会員資格拡大（資本金 1 億円以下→2 億円以下）
 - ・ 信用金庫連合会の業務範囲の拡大（員外預金の受入れ等）
- 【信用組合】・ 員外預金の制限（総預金積金の 100 分の 20 まで）

○昭和 56 年 「中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」制定

<背景>『中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について』（昭和 55 年 11 月金融制度調査会）

具体的
内容

- 【信用金庫】・ 法人会員資格の資本金等基準を拡大（2 億円以下→4 億円以下）*1
 - ・ 業務範囲の拡大（外国為替業務等）
- 【信用組合】・ 業務範囲の拡大（内国為替等の員外利用可、政令で定めるところによる員外貸出*2）

* 1 昭和 62 年政令第 61 号において 4 億円以下→6 億円以下、平成 5 年政令第 29 号において 6 億円以下→9 億円以下に拡大

* 2 貸付等総額の 100 分の 20 の範囲内で行う預金担保貸付・地方公共団体に対する貸付等

○平成元年 「信用金庫法の一部を改正する法律」制定

<背景>『全国信用金庫連合会の債券発行について』（平成元年1月金融制度調査会金融制度第一委員会）

具体的
内容

- ・ 全国を地区とする信用金庫連合会の債券発行を可能に

○平成4年 「金融制度及び証券取引制度改革のための関係法律の整備等に関する法律」制定

<背景>『新しい金融制度について』（平成3年6月金融制度調査会）

具体的
内容

- ・ 自己資本比率規制
- ・ 業務範囲の拡大（信託業務、社債等の募集の受託等）
- ・ 監事機能の強化（業務監査義務、理事会への出席・意見の陳述）
- ・ 連合会の子会社による証券業務及び信託業務を可能に

○平成5年 「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」制定

<背景>『協同組織金融機関の優先出資について』（平成4年12月協同組織金融機関の優先出資に関する研究会）

具体的
内容

- ・ 協同組織金融機関の自己資本充実策として、優先出資制度（優先的配当、無議決権、不特定多数に発行）を導入

○平成8年 「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」・「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」制定

<背景>『金融システムの安定化のための諸施策』（平成7年12月金融制度調査会）

具体的
内容

- ・ 早期是正措置導入
- ・ 役員員の兼業・兼職制限
- ・ 外部監査・員外監事の登用の義務付け
- ・ 協同組織金融機関に更生手続を規定

○平成10年 「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」が制定

<背景>『我が国金融システムの改革について』（平成9年6月金融制度調査会）等

具体的
内容

- ・ 業務範囲の拡大（有価証券店頭デリバティブ取引等）
- ・ 子会社の範囲、株式の取得の制限（10%ルール）

協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の主な相違点

		信用金庫	信用組合	銀行
1. 法律		信用金庫法	中小企業等協同組合法 協同組合による金融事業に関する法律	銀行法 会社法
2. 目的		国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資する	組合員の相互扶助を目的とし、組合員の経済的地位の向上を図る	国民大衆のために金融の円滑を図る
3. 組織		会員・組合員の出資による協同組織		株式会社
4. 議決権等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員・組合員は出資額に関わりなく1人につき1個の議決権 ・ 総会（総代会）において議決権を行使 （総代会を設置する場合には、会員等から選ばれた総代で構成） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主は1株につき1個の議決権 ・ 株主総会において議決権を行使
5. 配当制限		出資配当は出資額の年1割以下 （信用金庫定款例）	出資配当は出資額の年1割以下（法律）	制限なし（株主総会で決議）
6. 地区		定款記載事項（→定款変更は認可事項）		制限なし
7. 会員・組合員資格		地区内において、 ・ 住所又は居所を有する者 ・ 事業所を有する者 ・ 勤労に従事する者		制限なし
	事業者についての制限	従業員300人又は資本金9億円以下等	従業員300人又は資本金3億円以下等	
8. 出資金の最低限度	特別区・指定都市	2億円	2,000万円	20億円
	その他	1億円	1,000万円	
9. 業務	員外預金	制限なし	<原則>組合員 <例外>組合員以外の者の預金の受入れは、預金及び定期積金の総額の20%を超えてはならない	制限なし
	例 量的制限			
	員外貸出	<原則>会員・組合員 <例外>以下①・②の条件に合致するものは会員・組合員以外の者への貸出可 ①貸出総額の20%を超えてはならない		制限なし
	例 量的制限			
	外 貸付先制限	②預金等を担保とする貸付け等 ※3年以上会員であった事業者に対する一定期間内貸付け（いわゆる卒業生金融）も可	②預金等を担保とする貸付け等	
10. ディスクロージャー		半期開示（法令上努力規定あり）		四半期開示（上場銀行） 半期開示（非上場銀行）
11. 外部監査		預金等総額200億円以上の金庫は必須	預金等総額200億円以上、かつ、員外預金比率が10%以上の組合は必須	必須

協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の主な相違点（税制）

		信用金庫	信用組合	銀行
国	法人税	<税率>		
		22/100		30/100
税	印紙税	<一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の特例>		
		① 貸倒引当金の計算方法として、以下のいずれかを選択可 ・ 一括評価金銭債権の合計額×貸倒実績率 又は ・ 一括評価金銭債権の合計額×法定繰入率（3/1000） ② 貸倒引当金の繰入限度額は、上記①により計算した金額の116%相当額へ割増可 （適用期限：平成21年3月31日）		特例なし 一括評価金銭債権の合計額×貸倒実績率
地	方	固定資産税	<事業用不動産（事務所及び倉庫に限る）の課税標準の特例>	
		事業税	通常の特例	通常の特例
税	事業所税（注1）	固定資産税	通常の特例	通常の特例
		事業税	通常の特例	通常の特例

（注1）本来の事業の用に供する施設に係る事業所等において行う事業に対して課税する場合。

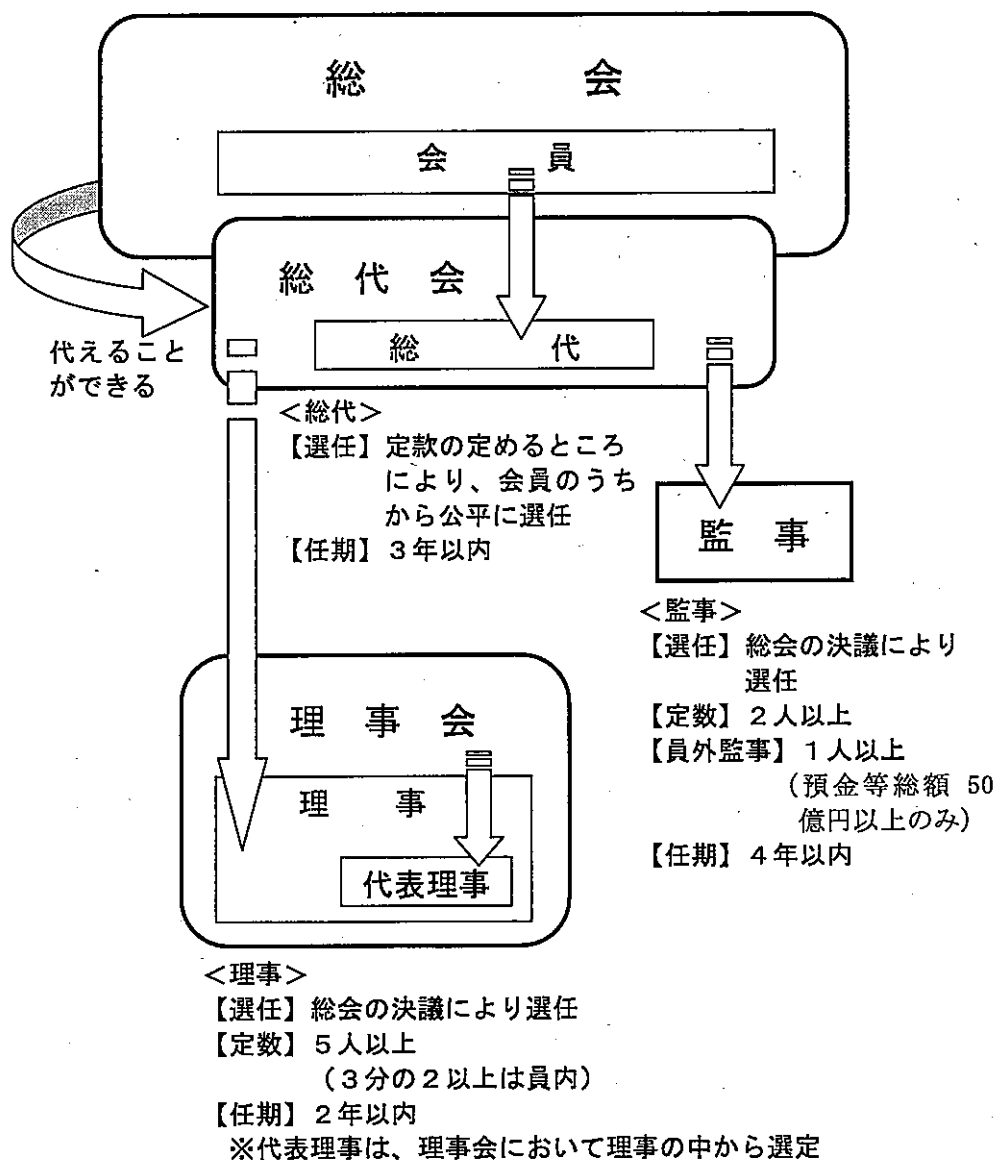
（注2）平成19年度税制改正において特例措置を見直し、1/2（従来）→3/5となった。なお、経過措置は以下のとおり。

- ① 預金等の額が5,000億円以上であるもの：課税標準となるべき価格の3/5に、平成19年度：53/60、平成20年度：56/60をそれぞれ乗じた額を課税標準とする。
- ② ①以外のもの：課税標準となるべき価格の3/5に、平成19年度：52/60、平成20年度：54/60、平成21年度：56/60、平成22年度：58/60をそれぞれ乗じた額を課税標準とする。

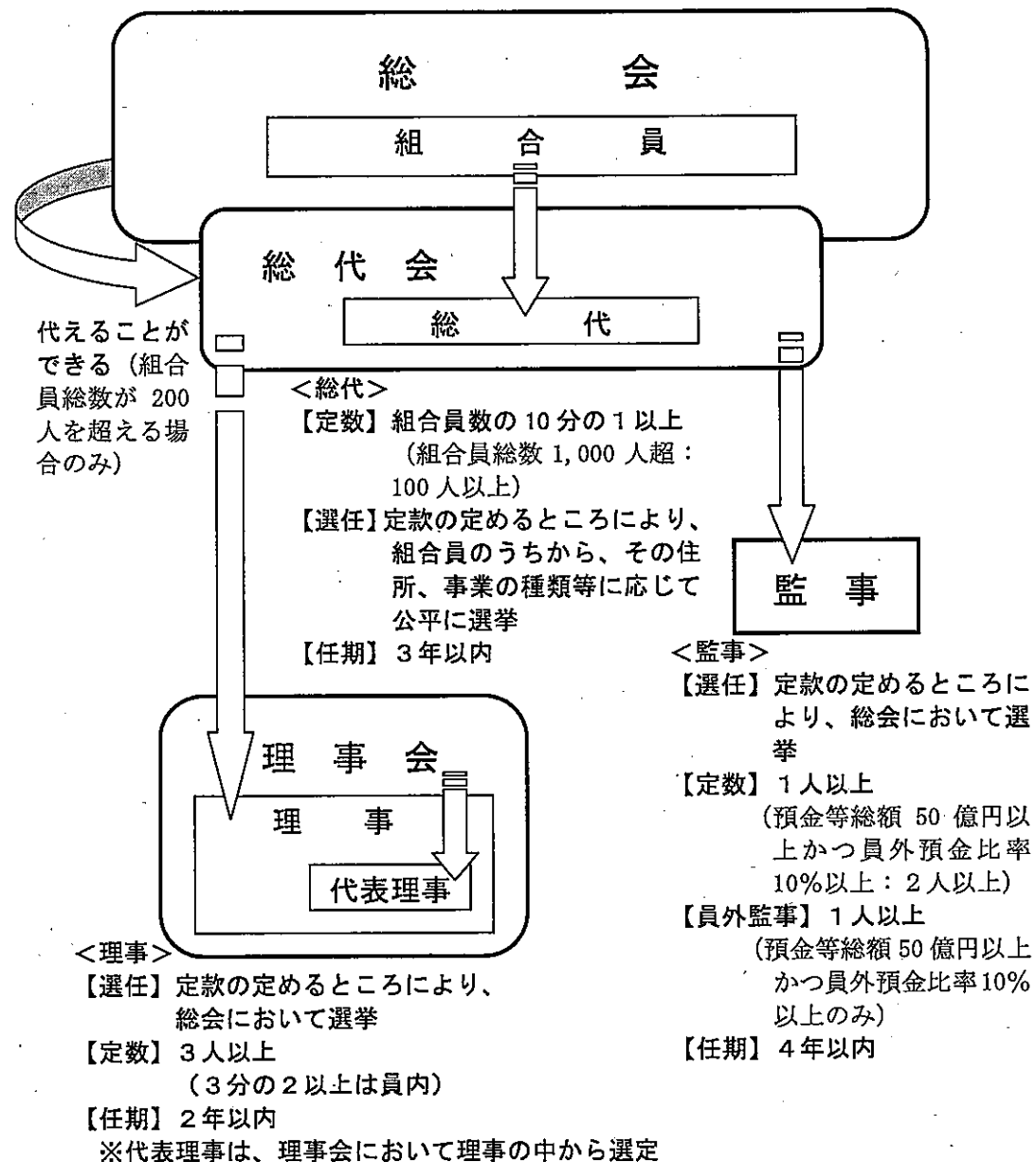
（注3）法人税率の差は住民税に、固定資産税の課税標準の特例は都市計画税に、それぞれ影響。

協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の機関の比較

信用金庫

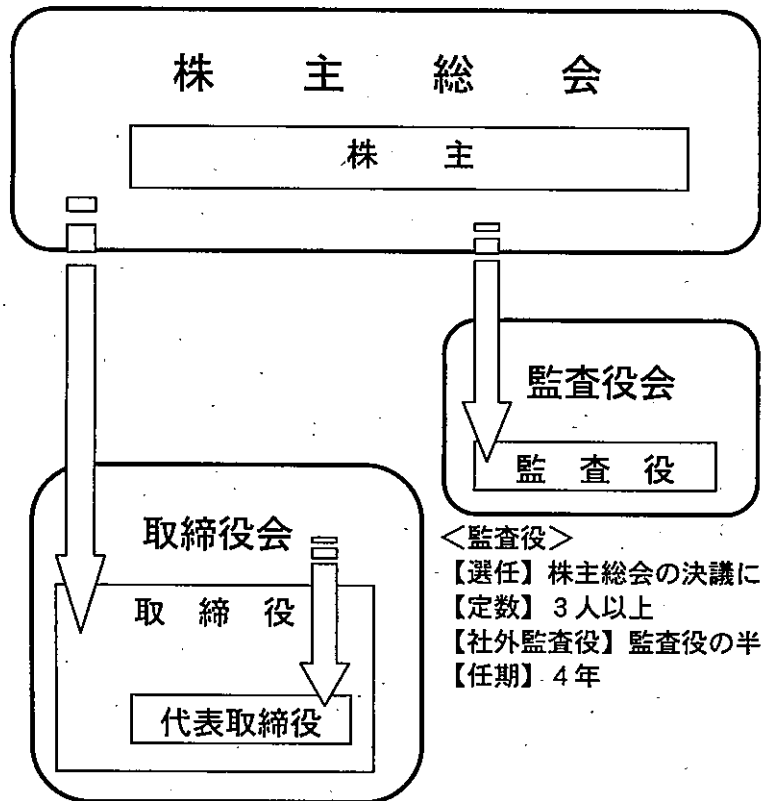


信用組合



（参考）農業協同組合においては、従来の理事会が有していた①組合の意思決定機能と②日常的業務執行機能という2つの機能を分離し、それぞれ「経営管理委員会」と「理事会」という別々の機関に担わせる経営管理委員会制度を各組合の判断で導入できる（単位組合は従来の理事会制との選択制、農林中金・信連は義務）こととされている。

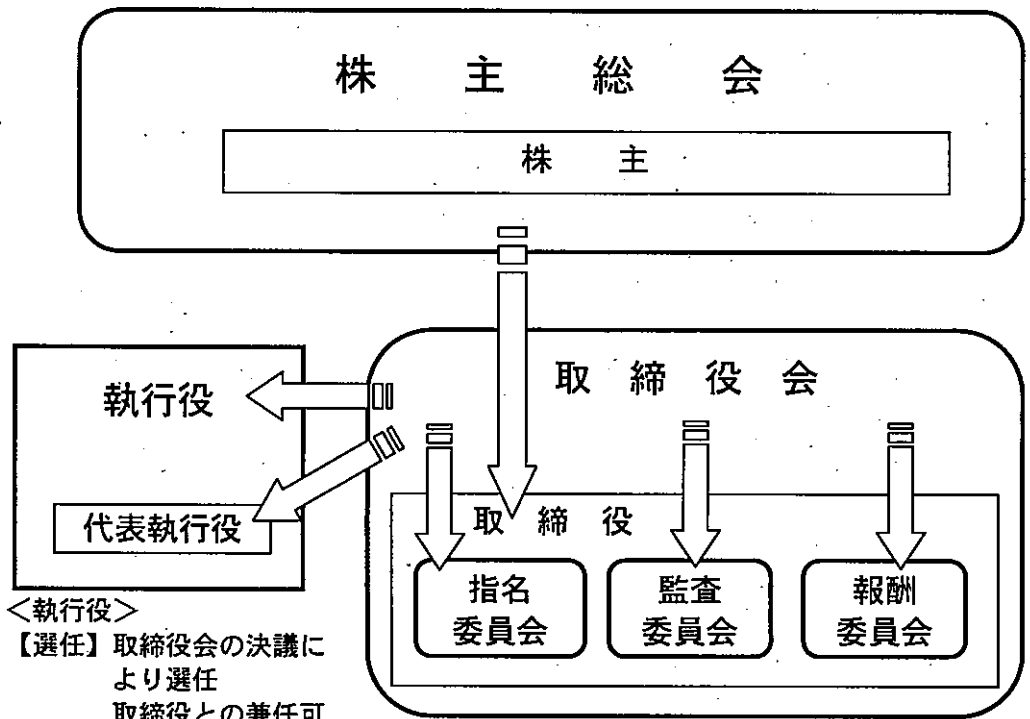
銀行（監査役会設置会社）



<監査役>
 【選任】株主総会の決議により選任
 【定数】3人以上
 【社外監査役】監査役の半数以上
 【任期】4年

<取締役>
 【選任】株主総会の決議により選任
 【定数】3人以上
 【任期】2年以内
 ※代表取締役は、取締役会において取締役の中から選定

銀行（委員会設置会社）



<執行役>
 【選任】取締役会の決議により選任
 取締役との兼任可
 【定数】1人以上
 【任期】1年以内
 ※代表執行役は、取締役会において執行役の中から選定

<取締役>
 【選任】株主総会の決議により選任
 【定数】3人以上
 【任期】1年以内

<それぞれの委員会の委員>
 【選任】取締役会の決議により選定
 【定数】3人以上
 【社外取締役】委員の過半数
 【任期】1年以内

協同組織金融機関の中央機関の機能

	信用金庫	信用組合	農業協同組合（信用事業）
中央機関	信金中央金庫	全国信用協同組合連合会	農林中央金庫（農中）
構造	信用金庫を会員とする全国レベルの組織	信用組合を会員とする全国レベルの組織	・農業協同組合（JA） ・JAが会員となっている都道府県レベルの信用農業協同組合連合会（信連）等を会員とする全国レベルの組織
会員の指導等			
根拠法令等	自主的取組み	自主的取組み	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律
資料等の提出・報告	信用金庫経営力強化制度（経営分析制度、経営相談制度）により、経営分析、経営相談等を実施	信用組合経営安定支援制度（モニタリング制度、監査・指導制度）により、経営分析、助言・指導等を実施	・経営管理資料等の提出 ・行政検査・JA監査等の指摘事項について報告 ・必要に応じ、オンサイトモニタリングを実施
経営改善			自己資本比率・体制整備状況等に応じ、経営改善に向けた取組みを義務付け
資金運用制限			自己資本比率・体制整備状況等に応じ、資金運用を制限
資本増強	・信用金庫経営力強化制度（資本増強制度） ・信用金庫相互援助資金制度	・信用組合経営安定支援制度（資本増強支援制度） ・全国信用組合保障基金制度 ・合併支援資金制度	自己資本比率・体制整備状況等に応じ、支援前提条件の充足により、指定支援法人による支援実施（農中・信連・JAは、毎年度、指定支援法人への財源を拠出）
余裕金の預入れ	任意	任意	JA→信連 3分の2以上 信連→農中 2分の1以上
債券の発行	○	—	○

※ 農林中金が信連・JAに対して信用事業の強化等に必要な指導を行うため、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」（再編・強化法）第4条に定める「基本方針」を定めることとされている。

※ 農林中金による会員の指導等は、再編・強化法（報告権限等）や「基本方針」に基づき実施され、基本方針を遵守しない会員に対しては、勧告・警告・強制脱退の措置が講じられる。

海外の協同組織金融機関

	ドイツ	フランス	オランダ	イギリス		アメリカ(注2)	
	信用協同組合	クレディ・アグリコル	ラボバンク	住宅金融会社	信用組合	貯蓄金融機関	クレジット・ユニオン
会員資格	出資者 (資格制限なし)	出資者 (資格制限なし)	なし	貯蓄口座開設者 (資格制限なし)	預金者 (職域・地域等の 共通の繋がりを有 する個人)	預金者 (資格制限なし) ※相互会社形態の場 合	預金者 (職域・地域等の 共通の繋がりを有 する個人・団体)
業務(員 外取引規 制)	預金：自由 貸出：自由	預金：自由 貸出：自由	預金：自由 貸出：自由	預金：会員の貯蓄 口座残高が総負 債の50%以上 貸出：運用資産の 75%以上が居住 用不動産担保貸 付	預金：会員(個人) 貸出：会員(個人)、 信用組合その他 の金融機関向け のみ	預金：会員 貸出：員外規制な し(ただし、商 工業者向け貸出 は総資産の20% まで等、資金使 途による規制あ り)	預金：会員のほか に、他のクレジ ット・ユニオン、 政府職員からの 受入のみ 貸出：会員のほか に、他のクレジ ット・ユニオン 向けのみ
系統の組 織構造	<二(三)層構造> ・DZバンク (・WGZバンク) (注1) ・信用協同組合	<三層構造> ・クレディ・アグ リコルS. A. ・地域圏金庫 ・地方金庫(金融 業務は行わな い)	<二層構造> ・ラボバンク・ネ ダーランド ・地元銀行	なし	なし	なし	<三層構造> ・USセントラ ル・クレジッ ト・ユニオン ・コーポレート・ クレジット・ユ ニオン ・クレジット・ユ ニオン
グループ の機能	・BVR(全国レ ベルの非事業組 織)による金融 機関保護基金の 運営 ・11の地区監査連 合会による信用 協同組合の監 査・経営指導	・グループ内の相 互保証制度 ・クレディ・アグ リコルS. A. による傘下金融 機関の検査・監 督	・グループ内の相 互保証制度 ・ラボバンク・ネ ダーランドによ る傘下金融機関 の監督	—	—	—	・FedWire(FRB が運営する決済 ネットワーク) に加盟し、組合 間の資金過不足 を調整

(注1) ドイツのWGZバンクは、西ドイツのノルトライン-ヴェストファレン州とラインラント-プファルツ州の一部をエリアとする地域中央機関。

(注2) アメリカには、協同組織形態ではないが、中小企業金融の担い手として、法人所得税が非課税となるSコーポレーション銀行が存在。

(出典) 『海外における協同組織金融機関の現状』日本銀行信用機構局 2004. 10

『フランス・オランダの地域金融システム』山村延郎 等を参考に作成

相互会社についての基本的な考え方〔保険審議会報告「保険業法等の改正について」平成6年6月24日〕

存在意義

- 相互会社は、
- ・ 社員が相互に保険を行うことを目的として設立された会社
 - ・ 社員が会社に対して保険料を払い込み、これに対して会社は社員に対して保険給付を行うという保険事業を行う
 - ・ 事業の結果として剰余金が生じたときには社員に対してその分配がなされる
- ⇒ 実費主義の理念に基づく可及的に安い費用での保険保護の提供

基本的属性

- (1) 相互性：「社員が相互に保険を行うことを目的とする」ということ
〔相互会社の相互性〕 保険加入者を団体構成員とすることによって保険制度を構築
- (2) 法人：単一の権利義務の帰属体
- (3) 団体：財産・債務が社員を離れて相互会社自体に属する。
社員が不断に加入・脱退により変動するにもかかわらず、集合体としての統一性を失わずに存続。
- (4) 非営利法人：事業から生じた利益を出資者に分配することを目的とする営利法人には属さない
⇒ 相互会社は非営利法人

基本的属性の現代的意味

(1) 確実な保険保護の提供と内部留保の充実

- ・ 支払能力を維持していく財務上の準備が必要不可欠
⇒ 剰余金分配は、実費主義を理念としながら、保険事業継続に必要な内部留保への貢献分を除いた上での清算として捉えられるべき

(2) 会社損益の帰属

- ・ 相互会社の社員は、保険事業継続に必要な内部留保への貢献という形で社員としての責任を負っている
⇒ 直接的な形で実現されるものではなく、継続企業として社員に対して確実な保険給付をなすという相互会社の理念に照らして修正された形で実現

(3) 相互会社の社員の権利義務

- ・ 個々の社員の有する自益権としての請求権の内容についても、保険計理的に公正・衡平な計算に基づき算出されることが要請
- ・ 退社員の貢献にかかる部分が蓄積されるという形での内部留保の形成は相互会社の目的の限度において認められるものであり、これを担保するものとして、社員自治を補完する保険監督法的な規制手段の整備が必要

(4) 相互会社の機関

- ・ 総代会の設置は、多数の社員が一人一議決権を有するため総会開催が物理的に困難であるということにより認められているのであり、総代の地位の正当性は適正な選任手続を経ることで担保
- ・ 総代でない社員には各種の共益権により、経営に参加する権利が確保されることが重要

(5) 相互会社の目的の範囲

- ・ 保険事業に有用な範囲内で、保険事業以外の業務を行うこと・子会社を保有すること
⇒ 相互性・非営利性に反しない

保険会社の形態

- 旧保険業法（平成8年以前）においては、株式会社から相互会社への組織変更のみ可能
〔株式会社〕株主資本に対する還元が求められるが、資本調達能力を背景にした事業展開が容易
〔相互会社〕社員である契約者と株主の利害対立がないことから、社員自治、実費原則の下で、事業の成果の多くを契約者に公平に還元
- 平成8年に現行の保険業法を施行する際、相互会社から株式会社への組織変更が可能に

【保険審議会答申（平成4年6月17日）】

保険業法の改正に先立ち、保険審議会では、

- 経営チェックの実効性、株価を通じた含み益の株主への還元や企業の総合的評価等の観点から、今後の保険事業の担い手としては、相互会社より株式会社の方が望ましい
- 等の株式会社への転換を指向すべきとする意見が出された一方、
- 株式会社への転換によって経営チェック等の問題が解決するとは考え難い
- 相互会社の方がより多くの契約者還元をなしうることから、契約者にとっては、経営チェックの充実を図り、相互会社の特色が発揮されることが望ましい
- 等の相互会社の意義が認められるとする意見も出された。

- 平成8年以降、3社の生命保険会社が相互会社から株式会社に組織変更

大同生命保険相互会社 ⇒ 平成14.4 大同生命保険株式会社

太陽生命保険相互会社 ⇒ 平成15.4 太陽生命保険株式会社

三井生命保険相互会社 ⇒ 平成16.4 三井生命保険株式会社

（第一生命保険相互会社 ⇒ 平成22年度上半期を目途に株式会社化の方針を決定）

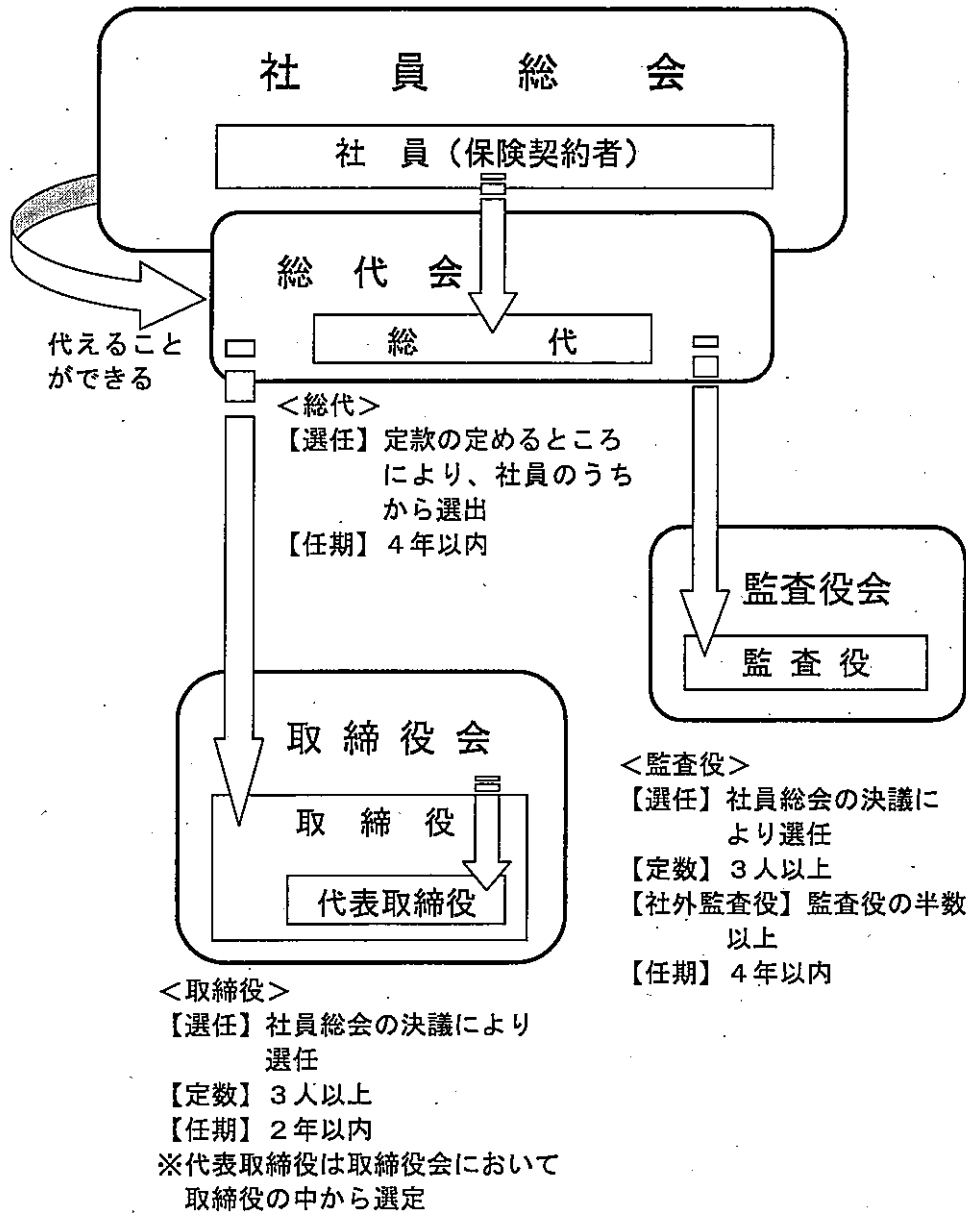
- 生命保険会社43社中、6社が相互会社形態（平成20年4月2日現在）

株式会社と相互会社の比較

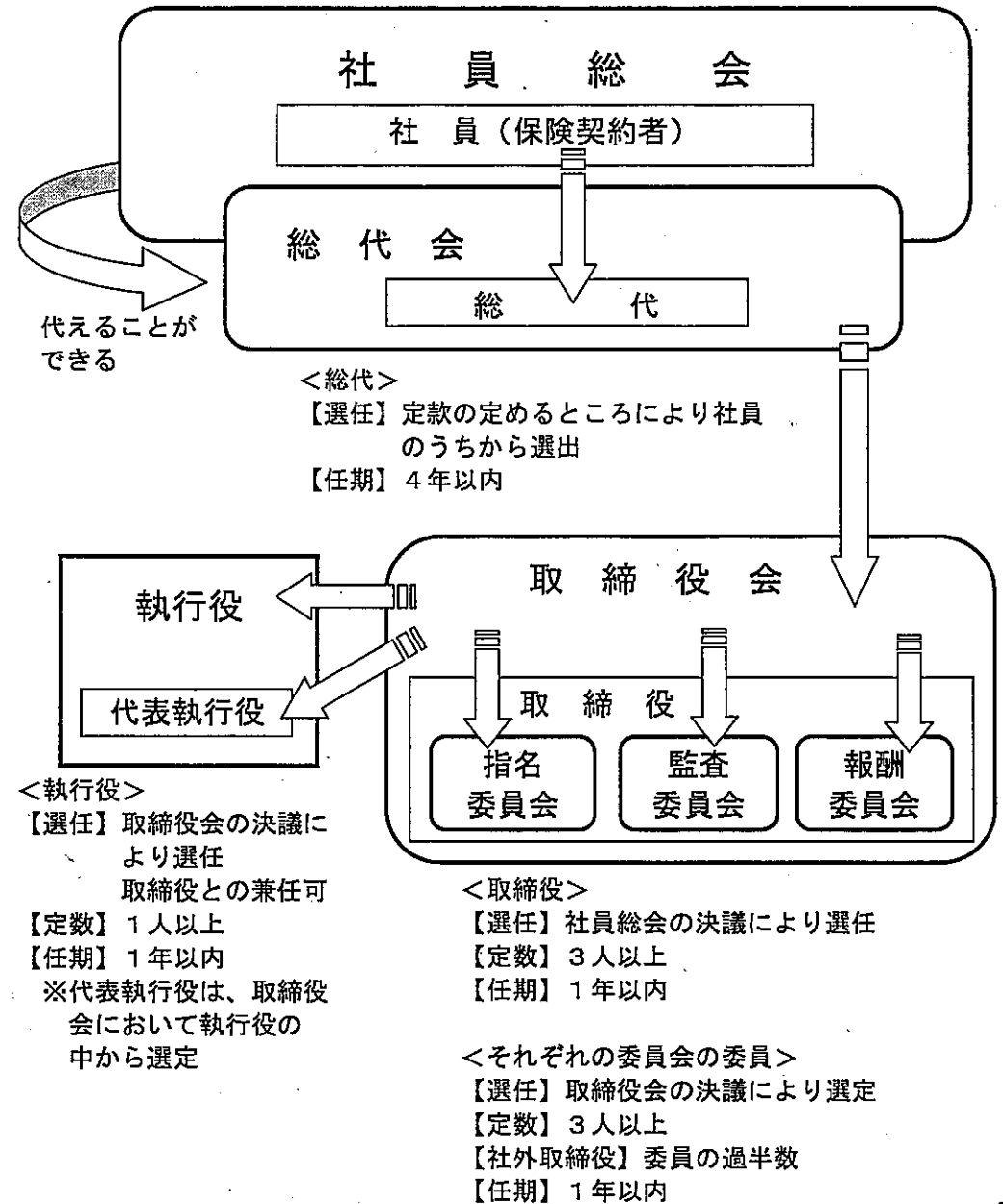
	株式会社	相互会社
性質	営利を目的とする法人 (会社法に基づき設立される)	営利も公益も目的としない中間法人 (保険業法に基づき設立され、会社法上の会社には属さない)
資本	株主(会社の構成員)の出資する資本金	基金拠出者(会社の構成員ではなく、単なる債権者)の拠出する基金
構成員	株主	社員=保険契約者
意思決定機関	株主総会	社員総会(総代会)
保険関係	営利保険 (保険契約により保険契約が発生する)	相互保険 (社員と保険関係が同時に発生。なお、非社員関係の契約も認められている。)
損益の帰属	株主 (ただし、契約者配当が可能な商品も販売可能)	社員

保険会社（相互会社形態）の機関

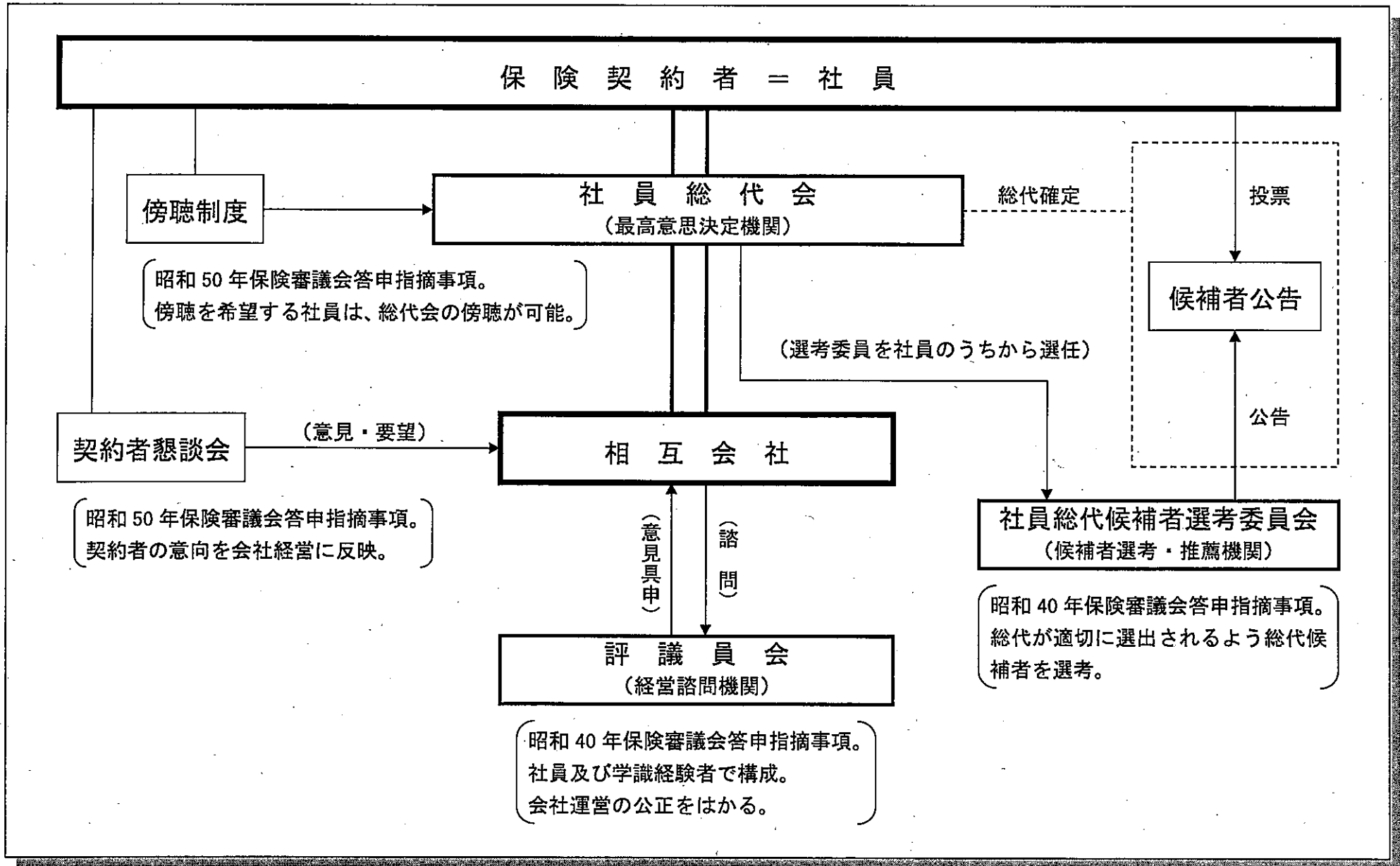
監査役会設置会社



委員会設置会社



保険会社（相互会社形態）におけるガバナンス強化の取組み①



保険会社（相互会社形態）におけるガバナンス強化の取組み②

生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告

（平成13年6月26日、金融審議会金融分科会第二部会報告）

- ・ 総代数について、その大幅な拡充を図る
- ・ 立候補制の導入など総代の選考方法の多様化を図る
- ・ 総代の構成が実際の社員全体の構成（保険種類、職業、年齢、地域等）と乖離している現状にかんがみ、総代の選抜範囲の拡大等を図る
- ・ 総代会の議事についてディスクロージャー誌やインターネット等を活用し公開を進める等、社員に対するガバナンスに係る情報提供を拡充することが適当
- ・ 契約者懇談会等との連携を進める
- ・ 保険募集に当たって、社員としての権利義務に関する的確な説明義務を課し、社員に対してもガバナンスの担い手としての自覚を促すべき

生命保険をめぐる対応策

（平成14年1月25日、金融審議会金融分科会第二部会第9回）

- ・ 総代数及びその数を適正とする考え方について、ディスクロージャー誌に記載するとともに、総代会において説明
- ・ 総代になることを希望する社員が総代候補者に選出され得る方策の有無を含めた総代の選考方法に関する考え方についてディスクロージャー誌に記載するとともに総代会において説明
- ・ 保険種類別、職業別、年齢別、地域別それぞれの総代の構成と社員の構成とをディスクロージャー誌に記載
- ・ 総代会議事録について、各議決事項に対する主な賛成意見及び反対意見を記載するとともに、インターネット・ホームページの活用等による開示
- ・ 保険会社の財務に関する基本的事項について、事業報告書への記載事項の追加等により、総代会への説明の充実を図る
- ・ 傍聴を希望する社員に対する機会の付与、傍聴者に対する総代会の直前・直後の会社への意見・質問等の機会の付与
- ・ 契約者懇談会での契約者の意見を総代会に報告
- ・ 保険募集時に、保険契約者に社員としての権利義務に関する説明を義務付け

「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)(抄)

II 重点計画事項

1.1 競争政策・金融

(2) 金融

② 預金取扱金融機関

ク 協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)に関する法制の見直し【平成19年度検討開始】

協同組織金融機関は、地域密着型金融の機能強化に取り組んでおり、最も身近な金融機関として地域金融の重要な担い手となっている。一方で昨今では、地域に密着し、借り手との密接なコミュニケーションを維持する金融のあり方が世界的にも注目を集めている。また、貸金業法の抜本改正が行われ、セーフティネット貸付等、零細な借り手への円滑な資金供給方策が政府をあげて検討すべき課題となっている。

信用金庫・信用組合を含む協同組織金融機関の業務及び組織につき、その存立意義の視点からの検討は、平成2年7月13日付けの金融制度調査会・金融制度第一委員会作業部会報告「協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について」を最後に、本格的な見直しは行われていない。それ以降、16年が経過し、その間、協同組織金融機関をめぐる環境は大きく変化している。

そこで、協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)が果たすべき今日的な役割を踏まえ、その業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する必要があると考えられる。

協同組織金融機関は、業務や資金調達手段が制約されているため、今日の環境のなかでその制約を見直すことにより協同組織金融機関が一層そのあるべき機能を発揮できるようになるとの指摘がある一方、協同組織金融機関については税制上の優遇措置が認められており、今後、銀行と同一の条件で業務を行っていくのであれば、税制上の優遇措置の根拠を何に求めるのか再検討が必要になると考えられる。また、株式会社組織の金融機関に比べれば、ガバナンスが十分に機能していないとの指摘もあり、業務面と合わせて組織面での制度の整備も必要であると考えられる。

したがって、こうした今日における環境の中で、協同組織金融機関が、今後、我が国金融システムにおいてどのような役割を果たしていくべきか、及びその役割を果たすために、例えば、員外取引制限や資金調達手段やガバナンスなど、業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する。

Ⅲ 措置事項

8 金融関係

イ 預金取扱金融機関

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑱協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)に関する法制の見直し (金融庁)	協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)が、今後、我が国金融システムにおいてどのような役割を果たしていくべきか、及びその役割を果たすために、例えば、員外取引制限や資金調達手段やガバナンスなど、業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する。	重点・金融②ク	検討開始		
⑲信用金庫等による劣後債の発行 (金融庁)	自己資本の充実を通じた経営基盤の強化を図る観点から、協同組織金融制度の理念の範囲内での信用金庫等による劣後債の発行等の可否について検討する。	計画・金融イ①	検討		
⑳信用金庫の会員資格の見直し (金融庁)	信用金庫が地域経済において引き続きその役割を発揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	計画・金融イ②	検討		
㉑会員の法定脱退事由の拡大 (金融庁)	信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設が可能か、検討する。	計画・金融イ⑦	検討		

「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）（抄）

3. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

(1) 基本的考え方

消費者が貸金業者等からの債務の返済に窮した場合の対応としては、まずは丁寧な事情の聴取と債務整理等も含めた解決方法の検討が必要であるが、その上で、自己破産・個人再生等の債務整理とあわせて、あくまで多重債務問題解決の一つの選択肢として、セーフティネット貸付けの提供についても検討が必要である。

また、セーフティネット貸付けを行う場合でも、対応の前提として、丁寧な事情の聴取と具体的な解決方法の検討が十分に行われるように、相談窓口とセーフティネット貸付けを行う主体とのネットワークの構築や連携の促進が必要である。

(2) 「顔の見える融資」を行うモデルを広げていく取組み

① 高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けを充実させる際には、それぞれの地域において、「顔の見える融資」（相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道な努力としての、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、低利の貸付けを行うこと）を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていくよう取り組む。（関係省庁）

② こうした貸付けを行う主体としては、きめ細かい相談対応が前提となることから、各地域に根付いた非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）や民間金融機関（労働金庫、信用金庫、信用組合等）を想定する。

民間金融機関の場合にも、地域の住民に対して適切な貸付けを行っていくことができるよう、創意工夫を凝らしていくことを期待する。（関係省庁）

③ 例えば、岩手県消費者信用生活協同組合のように、非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）が新たに高リスク者への貸付けを行う場合に、その原資を集めるには、公的な信用付与が必要と考えられる。

その場合、公的資金を直接拠出する形をとると、貸し手側にモラルハザードが発生するおそれがあるので、例えば、当該非営利機関に融資を行う金融機関に自治体が預託金を預けるといった岩手県消費者信用生活協同組合の例が参考になると考えられる。

I. 信用金庫・信用組合の現状について

協同組織金融機関（信金・信組）数の推移

（信用金庫）

年度	破たんによる減少	合併等による減少	金庫数
10年度	—	4	396
11年度	2	8	386
12年度	10	5	371
13年度	7	15	349
14年度	6	17	326
15年度	—	20	306
16年度	—	8	298
17年度	—	6	292
18年度	—	5	287
19年度	—	6	281
合計	25	94	—

（信用組合）

年度	破たんによる減少	合併等による減少	組合数
10年度	20	—	322
11年度	15	16	291
12年度	6	5	280
13年度	28	5	247
14年度	43	17	191
15年度	—	10	181
16年度	—	6	175
17年度	—	3	172
18年度	—	4	168
19年度	—	4	164
合計	112	70	—

- （注）1. 信金法施行時（昭和26年6月15日）の信用組合数は653組合。そのうち、信用金庫への改組を行ったものは560金庫。
 2. 信金法施行に伴う改組期間満了（昭和28年6月14日）後の金庫・組合数のピーク（年度ベース）をみると、信用金庫は昭和28年度の559金庫。信用組合は昭和43年度の542組合。
 3. 信用組合は、平成14年度において4組合が増加。
 4. 金融再生法施行（平成10年10月23日）以降の件数。

協同組織金融機関(信金・信組)の分布

財務局	都道府県	信金数	信組数
北海道	北海道	24	7
東北	青森	5	1
	岩手	7	2
	宮城	5	4
	秋田	3	1
	山形	4	5
	福島	8	4
関東	茨城	2	1
	栃木	6	2
	群馬	7	5
	埼玉	4	3
	千葉	5	3
	東京	23	22
	神奈川	8	6
	山梨	2	2
	新潟	9	13
	長野	6	2

財務局	都道府県	信金数	信組数
東海	静岡	12	1
	愛知	15	9
	岐阜	7	5
	三重	5	1
北陸	富山	8	2
	石川	5	2
	福井	5	2
近畿	滋賀	3	2
	京都	3	1
	大阪	10	11
	兵庫	11	7
	奈良	3	-
	和歌山	2	1
中国	岡山	8	3
	広島	4	6
	山口	6	2
	鳥取	3	-
	島根	3	1

財務局	都道府県	信金数	信組数
四国	香川	2	1
	徳島	2	-
	愛媛	4	-
	高知	2	2
福岡	福岡	8	5
	佐賀	4	3
	長崎	2	5
九州	熊本	4	3
	大分	3	1
	宮崎	5	1
	鹿児島	3	4
沖縄	沖縄	1	-
計		281	164

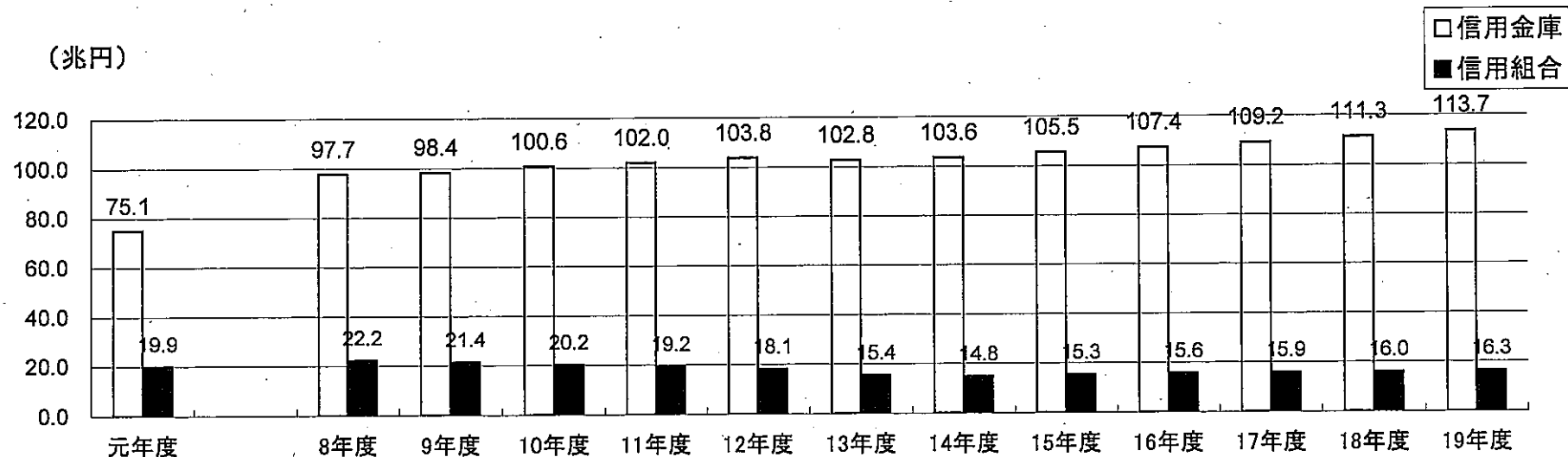
※計数は平成19年度末現在

預金量の分布状況（20年3月末）

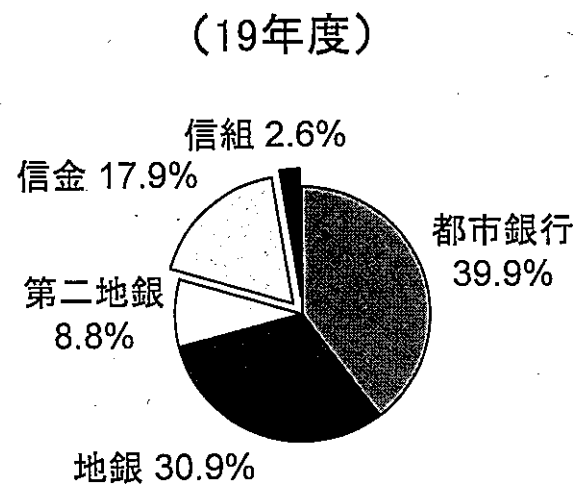
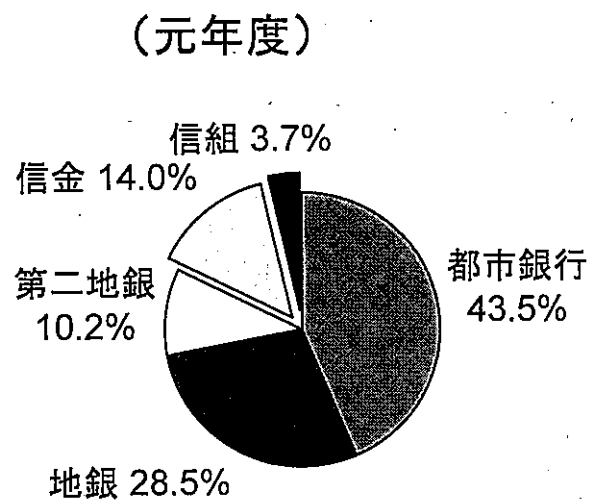
預金量	地方銀行	第二地銀	信用金庫	信用組合
5兆円～	10	1		
2兆円～	31	7	8	
1兆円～	17	14	16	1
5,000億円～	5	14	44	2
3,000億円～	1	7	49	8
2,000億円～		2	37	9
1,000億円～			71	32
500億円～			48	42
300億円～			8	29
100億円～				28
100億円未満				13

(出典)各金融機関公表資料

協同組織金融機関（信金・信組）の預金量の推移



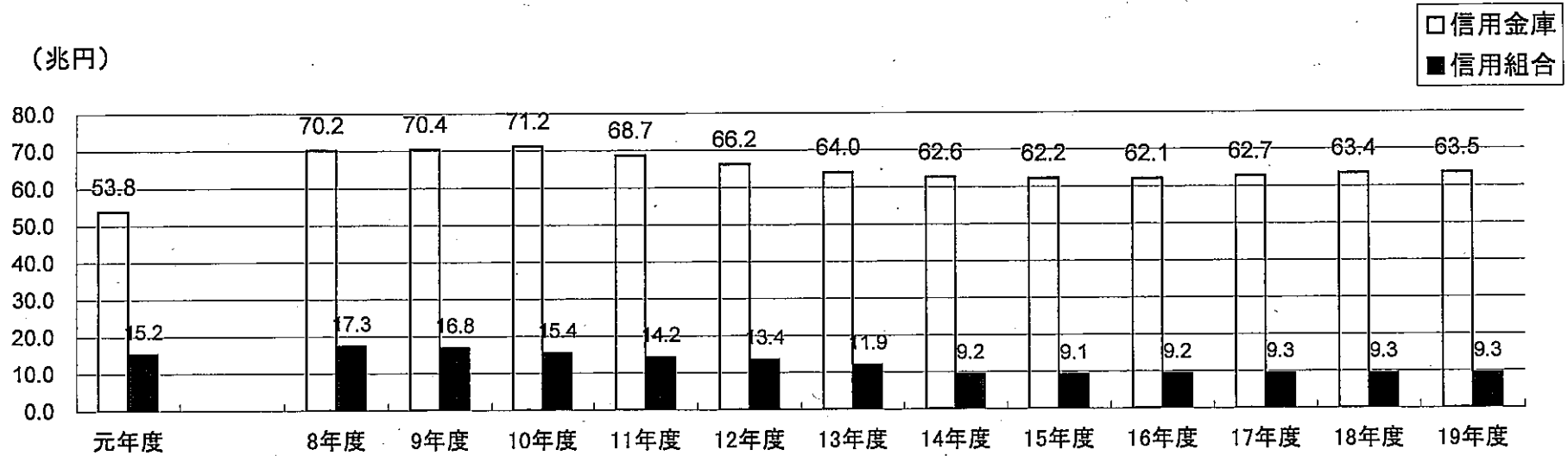
(参考) 都市銀行、地銀・第二地銀、信金、信組の預金量シェア



(出典) 日本銀行「民間金融機関の資産・負債」

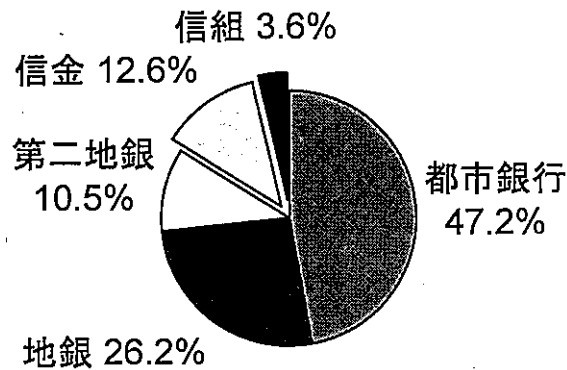
協同組織金融機関（信金・信組）の貸出金の推移

(兆円)

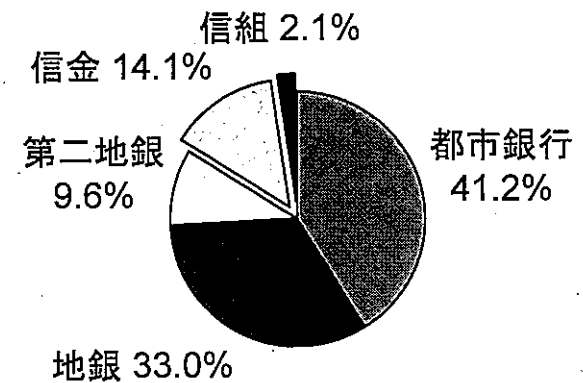


(参考) 都市銀行、地銀・第二地銀、信金、信組の貸出金シェア

(元年度)



(19年度)



(出典) 日本銀行「民間金融機関の資産・負債」

協同組織金融機関（信金・信組）の預金・貸出金（末残）の推移

（単位：億円、％）

＞ 信用金庫

・ 全信用金庫

	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
預金	1,055,175	1,074,324	1,092,212	1,113,772	1,137,275
貸出金	622,364	620,948	626,702	634,954	635,433
預貸率	58.93	57.74	57.31	56.95	55.82

・ 預金量上位10金庫計（20年3月末ベースでの順位）

	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
預金	218,055	223,413	227,504	231,684	237,238
貸出金	136,867	137,349	139,374	142,861	142,877
預貸率	62.62	61.29	61.05	61.53	60.12

・ 預金量下位10金庫計（20年3月末ベースでの順位）

	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
預金	4,179	4,281	4,352	4,429	4,474
貸出金	2,448	2,430	2,432	2,439	2,395
預貸率	58.59	56.76	55.88	55.07	53.53

＞ 信用組合

・ 全信用組合

	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
預金	152,526	156,095	159,430	160,672	163,300
貸出金	91,234	91,836	93,078	93,669	93,827
預貸率	59.75	58.79	58.31	58.21	57.38

・ 預金量上位10組合計（20年3月末ベースでの順位）

	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
預金	44,613	45,956	47,487	48,360	49,793
貸出金	27,790	28,232	28,519	28,983	29,357
預貸率	62.29	61.43	60.06	59.93	58.96

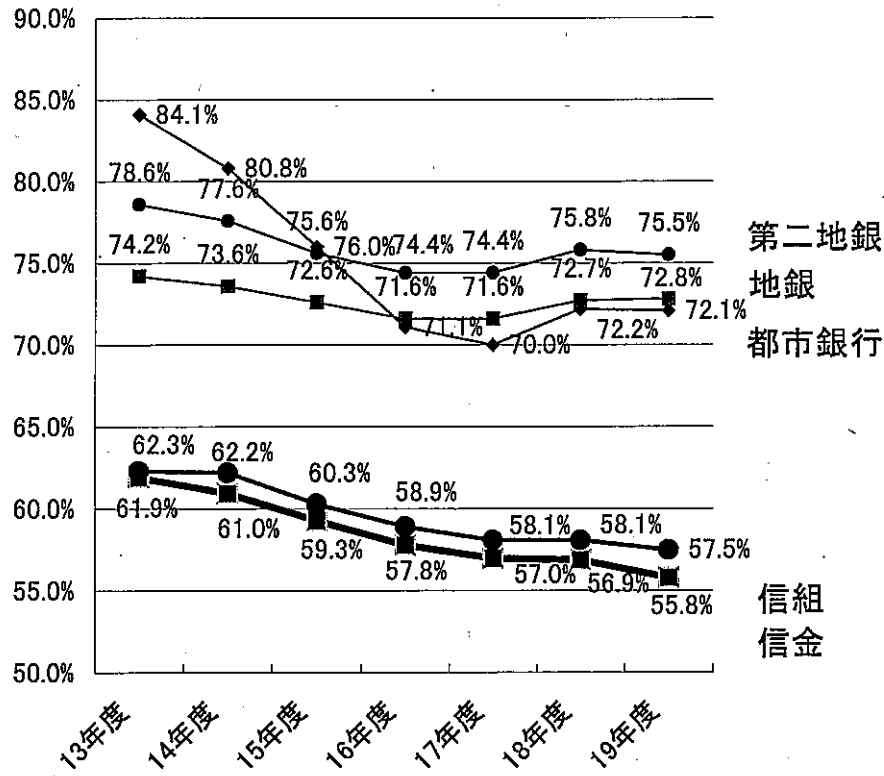
・ 預金量下位10組合計（20年3月末ベースでの順位）

	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
預金	547	560	573	577	586
貸出金	236	242	240	242	237
預貸率	43.14	43.21	41.88	41.94	40.44

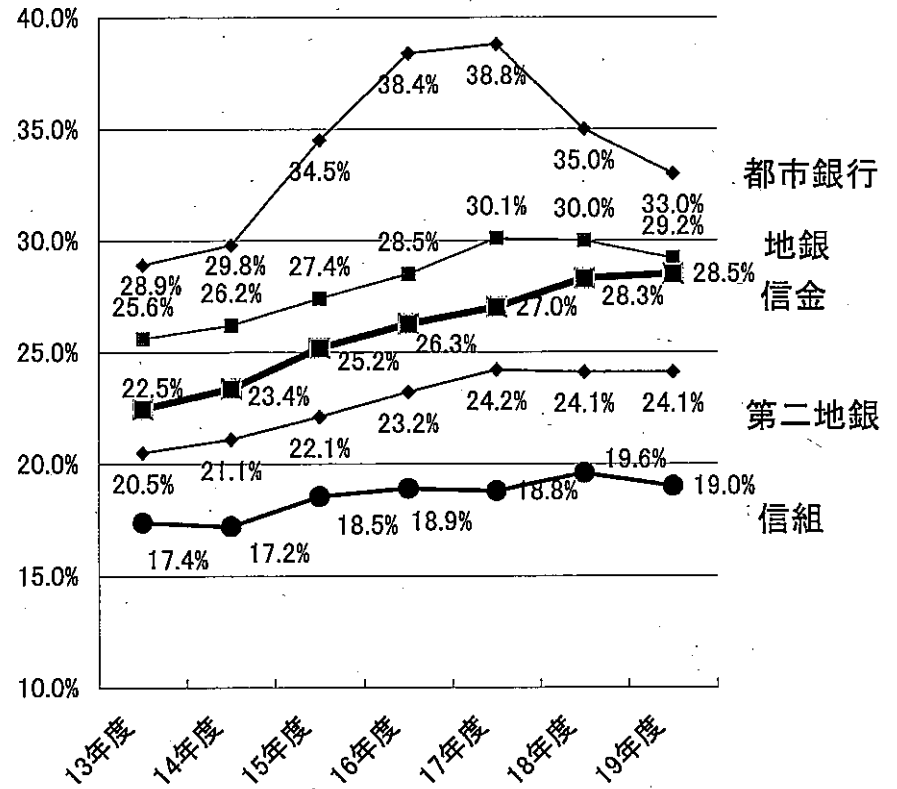
（出典）各信用金庫・信用組合ディスクロージャー誌

預貸率・預証率（平残）の推移

(預貸率)



(預証率)



(出典)全国銀行協会「全国財務諸表分析」等

員外預金比率の状況

➤ 信用金庫

(単位：%)

	17年3月	18年3月	19年3月
員外預金比率	68.31	68.64	68.50

(参 考)

➤ 信用組合

(単位：%)

	17年3月	18年3月	19年3月
員外預金比率	14.49 (38.71)	14.62 (38.30)	14.55 (37.54)

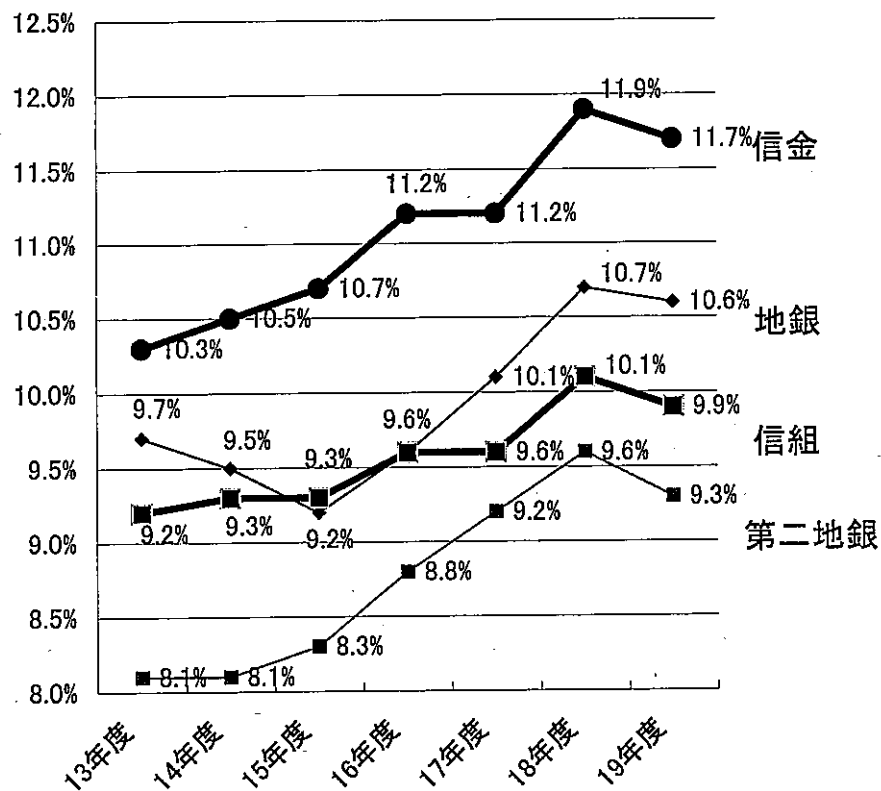
(注1) 信用組合の員外預金比率は、中小企業等協同組合法第9条の8第2項第4号に規定されている組合員以外の者(国、地方公共団体、その他営利を目的としない法人、配偶者等を除く)からの預金及び定期積金の受入れの比率。

(注2) ()の比率は、国、地方公共団体その他営利を目的としない法人、配偶者等を組合員以外の者に含んだ比率。
(信用金庫の比率と同じベース)

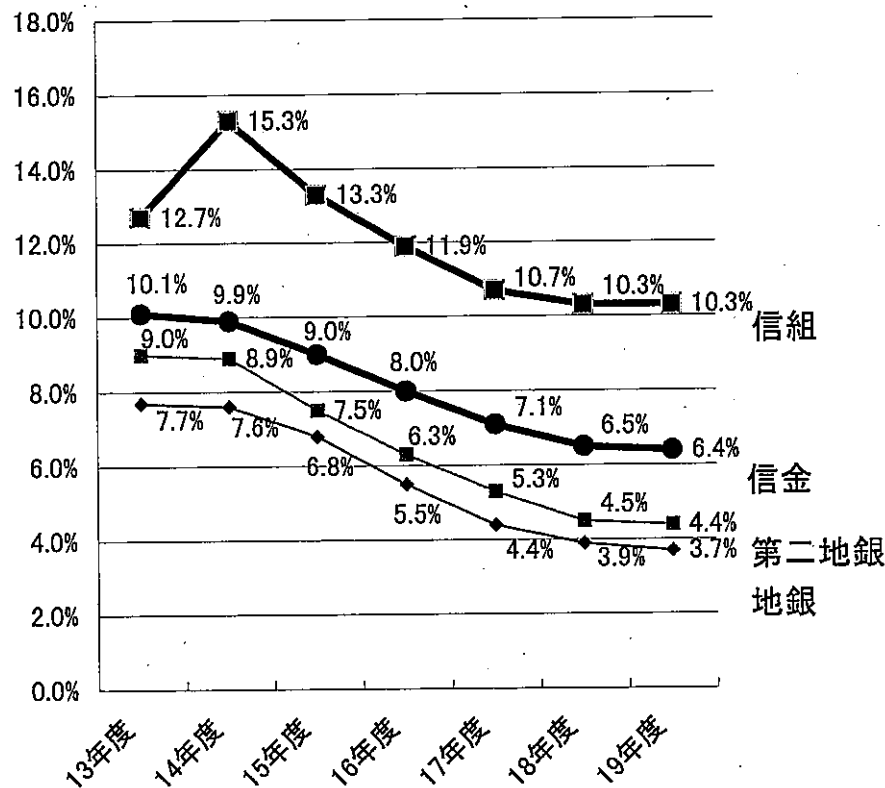
(出典) 全国信用金庫統計、全国信用組合決算状況等

自己資本比率・不良債権比率（金融再生法開示債権）の推移

(自己資本比率)



(不良債権比率)

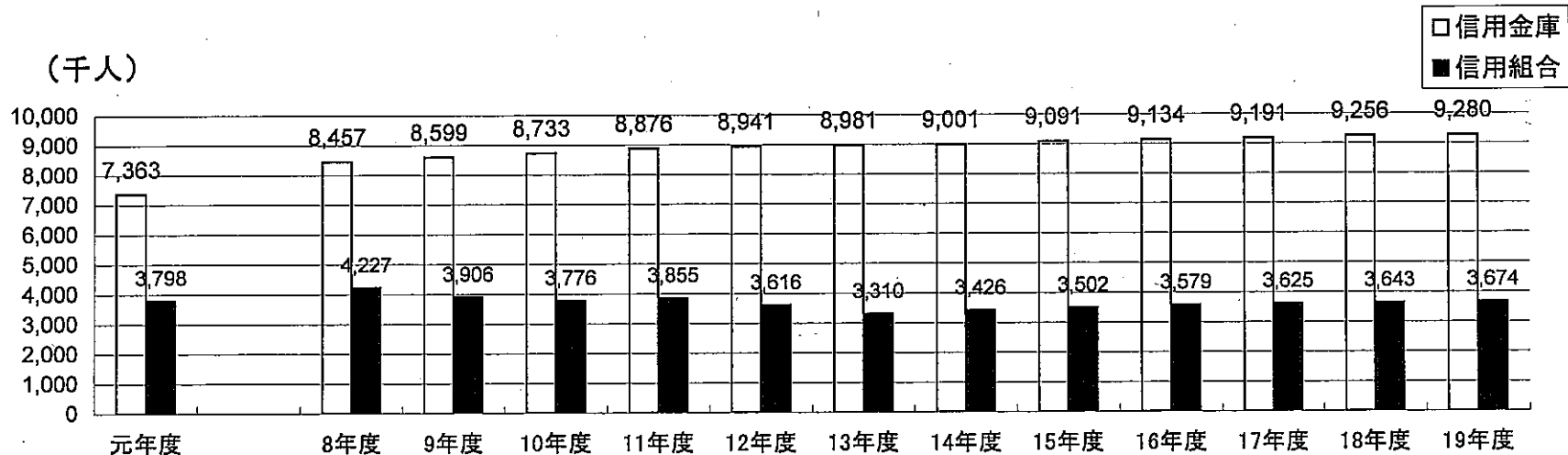


(注) 信金・信組には、中央金融機関を含む。

(出典) 自己資本比率:各業界団体、金融機関公表資料

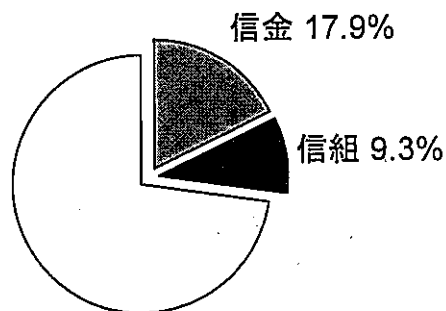
不良債権比率:当庁公表資料

協同組織金融機関（信金・信組）の会員・組合員数の推移



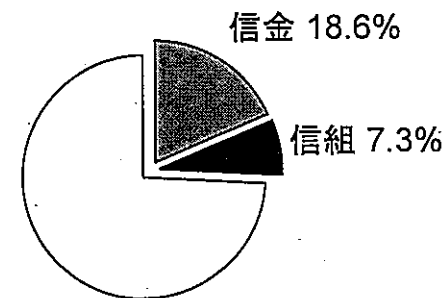
(参考) 全国世帯数に占める信金・信組の会員・組合員数のシェア

(元年度)



元年度については、平成2年国勢調査による全国世帯数(41,036千世帯)と比較。

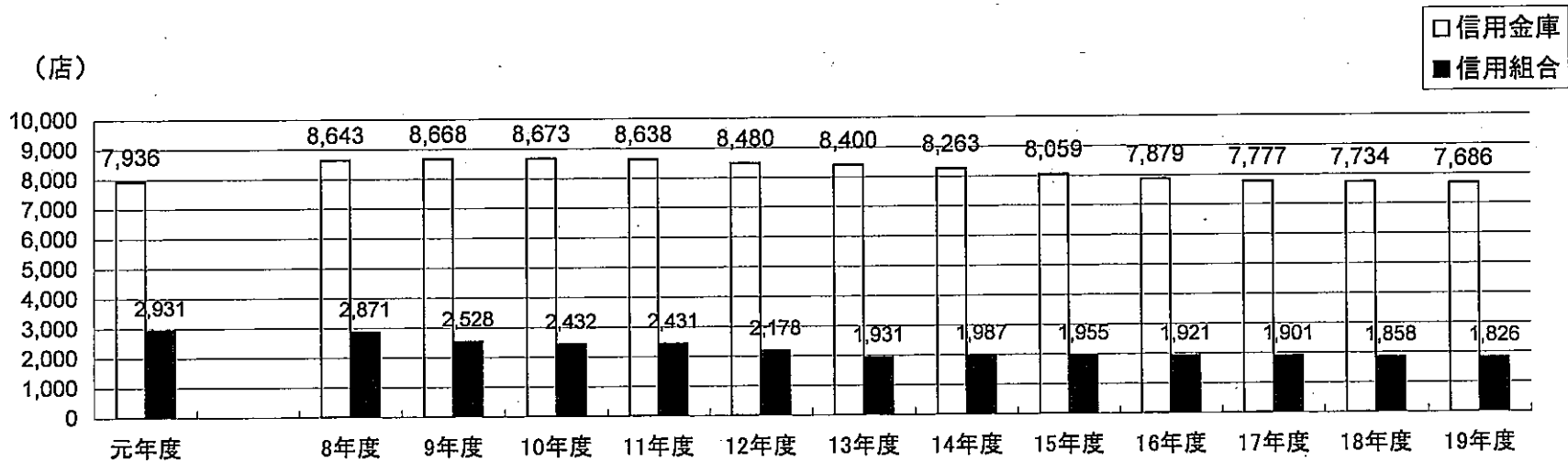
(17年度)



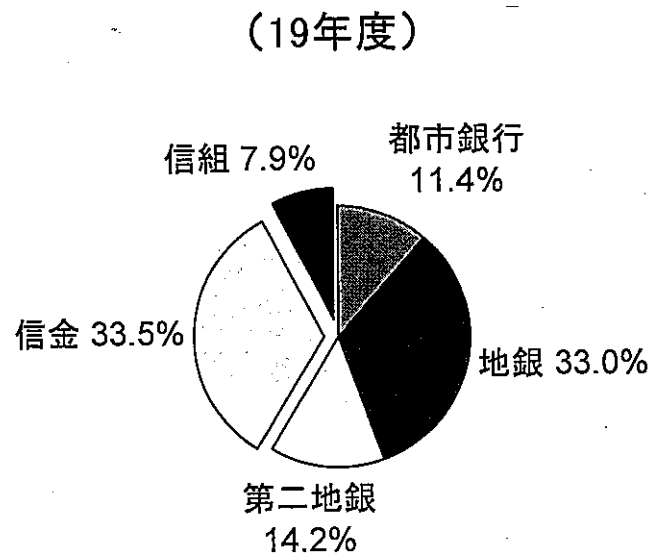
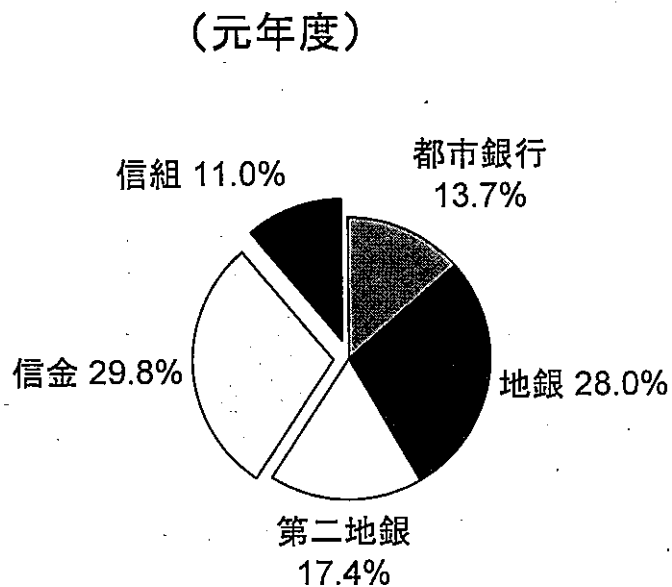
17年度については、平成17年国勢調査による全国世帯数(49,529千世帯)と比較。

(出典)各業界団体公表資料等

協同組織金融機関（信金・信組）の店舗数の推移

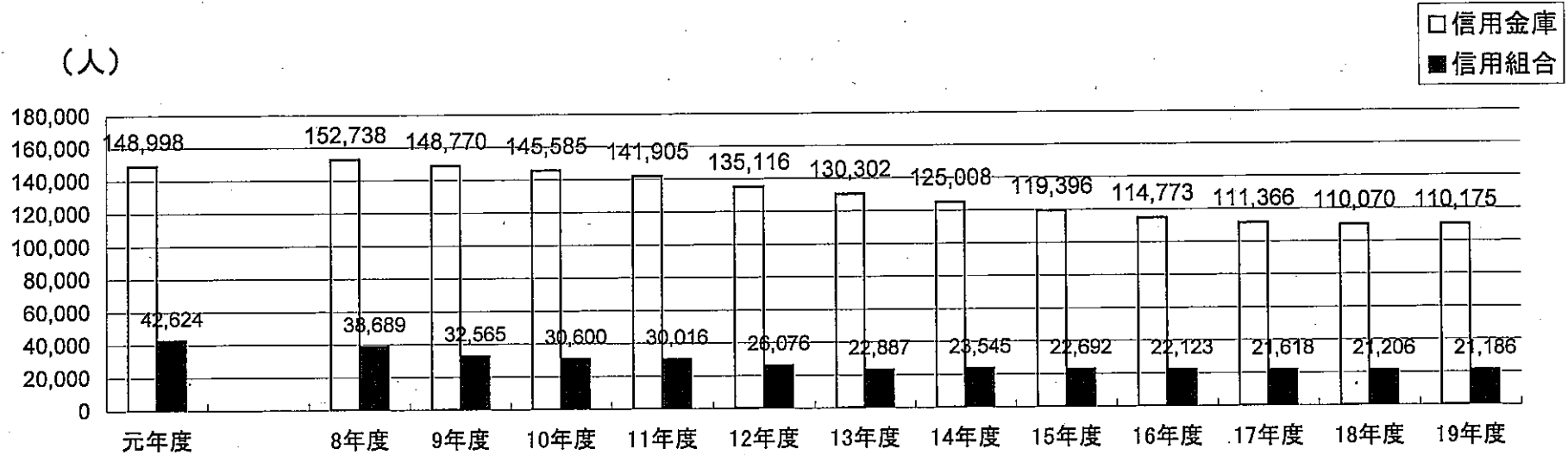


(参考) 都市銀行、地銀・第二地銀、信金、信組の店舗数シェア

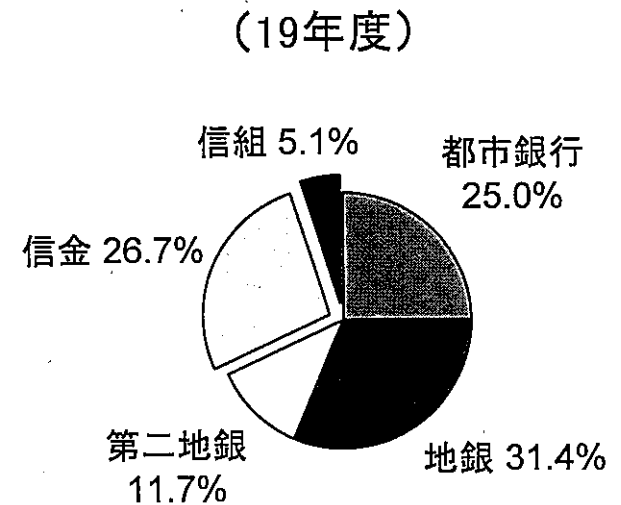
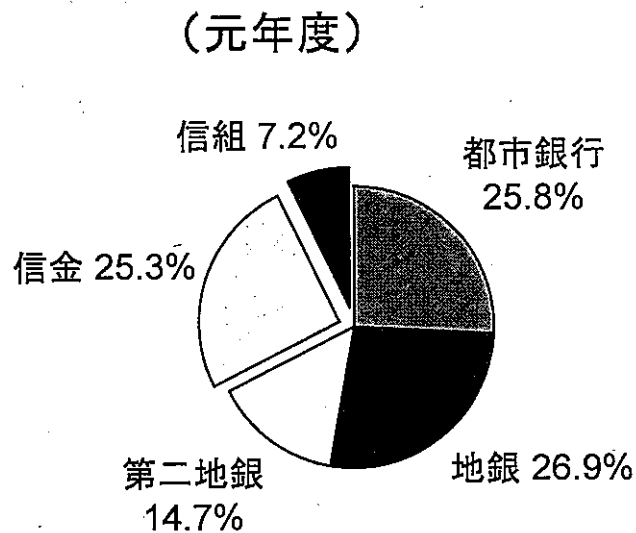


(出典) 各業界団体、金融機関公表資料

協同組織金融機関（信金・信組）の従業員数の推移



(参考) 都市銀行、地銀・第二地銀、信金、信組の従業員数シェア



(出典) 各業界団体、金融機関公表資料

本店所在地の現状 (20年3月末)

(単位：金融機関数)

本店所在地	都道府県庁所在地	都道府県庁所在地以外	合 計
地方銀行	52 (80.0%)	13 (20.0%)	65 (100%)
第二地方銀行	39 (86.7%)	6 (13.3%)	45 (100%)
地域銀行計	91 (82.7%)	19 (17.3%)	110 (100%)
信用金庫	74 (26.3%)	207 (73.7%)	281 (100%)
信用組合	100 (61.0%)	64 (39.0%)	164 (100%)
うち地域信用組合	41 (40.6%)	60 (59.4%)	101 (100%)
信金・信組計	174 (39.1%)	271 (60.9%)	445 (100%)

地方におけるネットワークの状況（19年3月末現在）

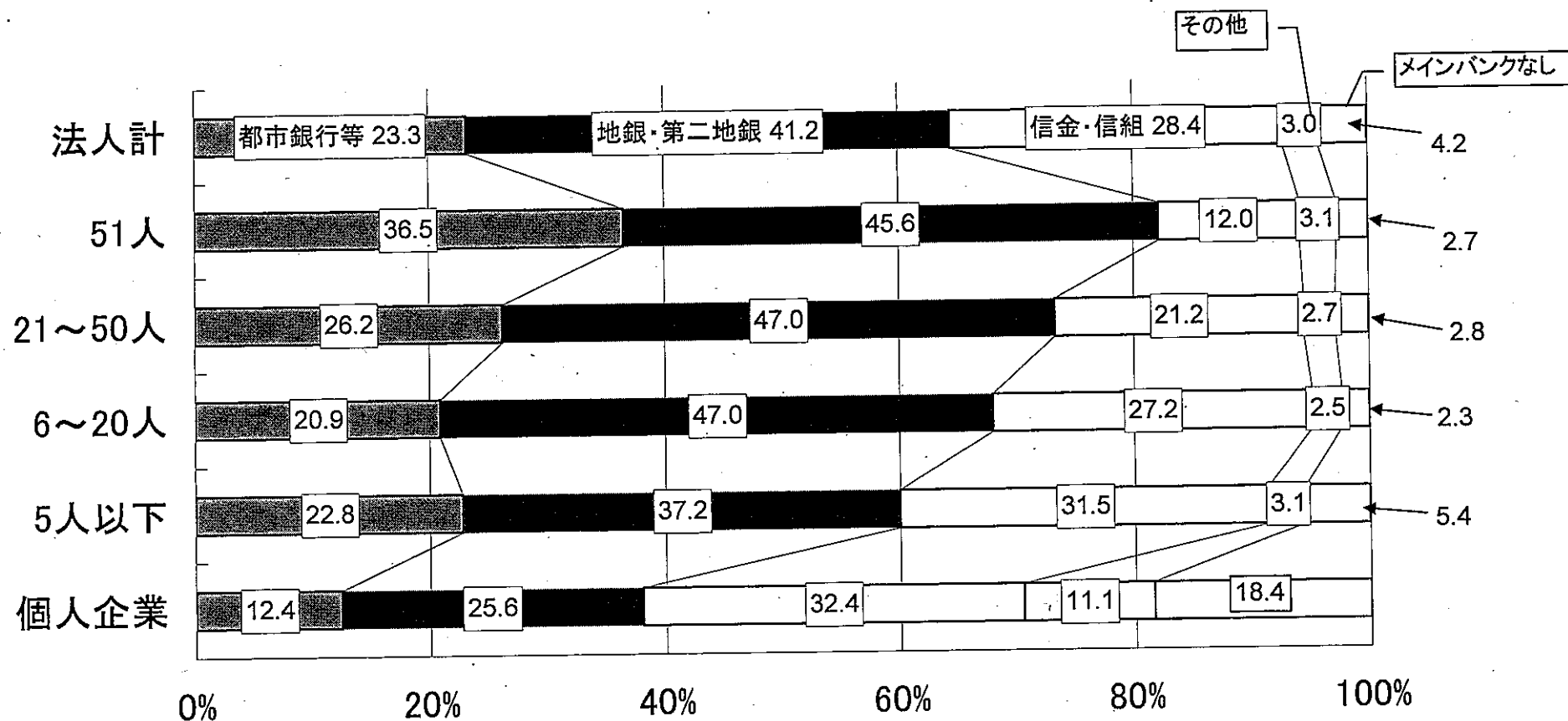
（単位：店舗、％）

	全 国	青森県		高知県		北海道		兵庫県	
			八戸市		四万十市		帯広市		姫路市
全国銀行	13,381 (58.2)	211 (60.6)	42 (64.6)	142 (71.7)	4 (40.0)	421 (38.9)	10 (26.3)	401 (44.9)	26 (23.2)
地銀・第二地銀	10,695 (46.6)	210 (60.3)	42 (64.6)	139 (70.2)	4 (40.0)	400 (37.0)	9 (23.7)	258 (28.9)	14 (12.5)
信金・信組	9,592 (41.8)	137 (39.4)	23 (35.4)	56 (28.3)	6 (60.0)	660 (61.1)	28 (73.7)	493 (55.1)	86 (76.8)
合 計	22,973 (100.0)	348 (100.0)	65 (100.0)	198 (100.0)	10 (100.0)	1,081 (100.0)	38 (100.0)	894 (100.0)	112 (100.0)
(有効求人倍率)	1.05	0.44		0.49		0.52		0.94	

（注1）かっこ書きは、その地域に占める割合

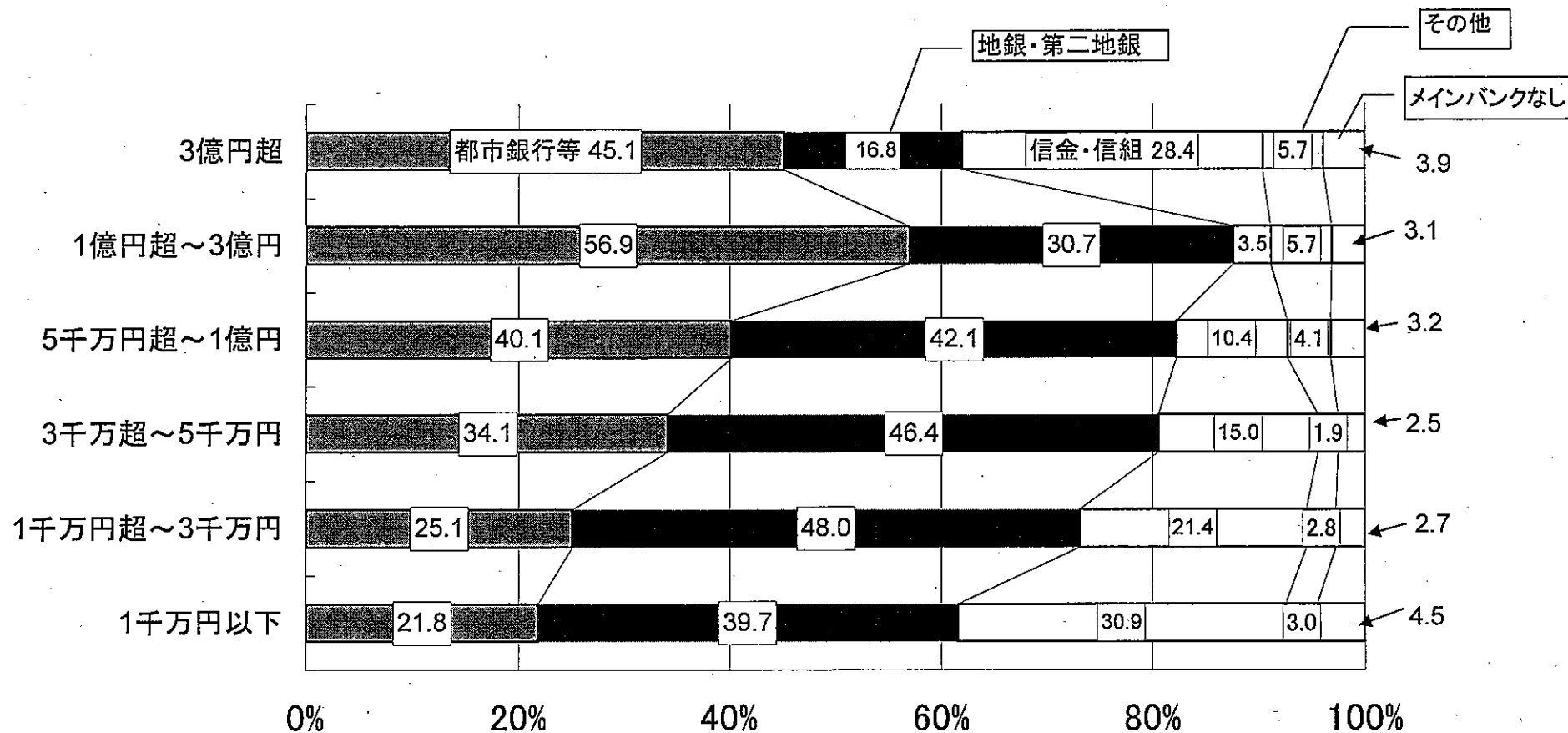
（注2）姫路市の計数は、18年12月末現在

中小企業の取引金融機関（従業者規模別）



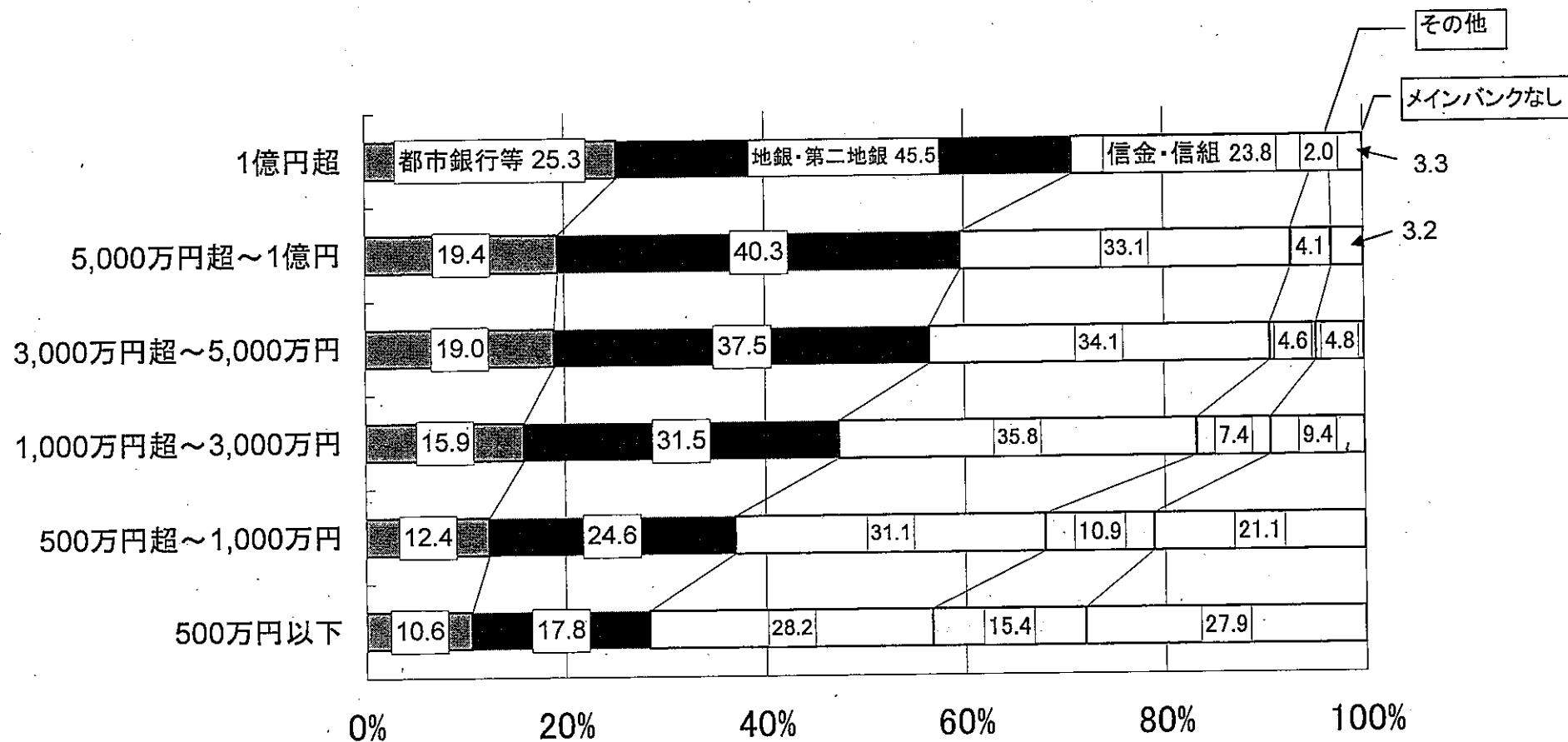
(出典) 中小企業実態基本調査 平成19年調査結果 (中小企業庁)
 (注) 都市銀行等：都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等
 その他：政府系中小企業金融機関、政府系金融機関、農林系金融機関

中小企業（法人企業）の取引金融機関（資本金階級別）



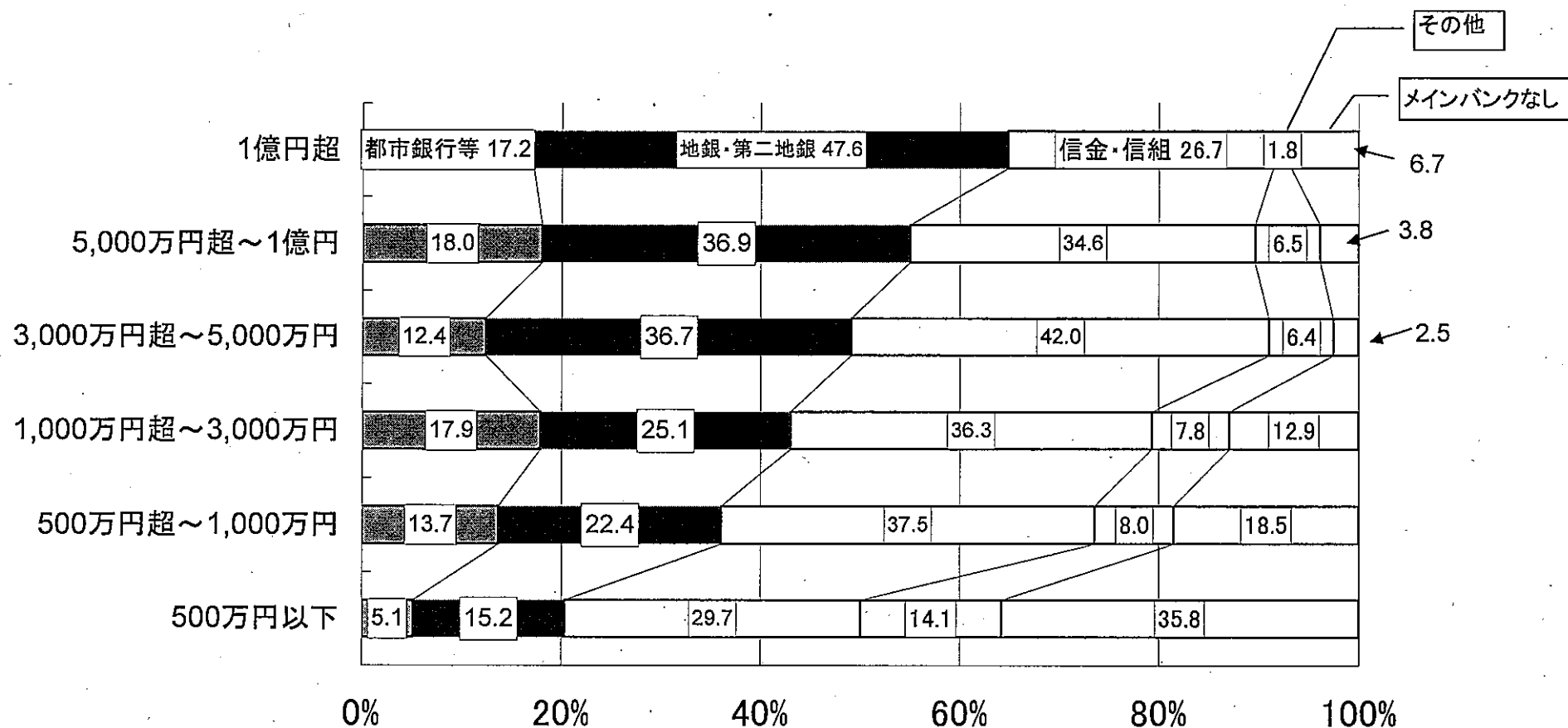
(出典) 中小企業実態基本調査 平成19年調査結果 (中小企業庁)
 (注) 都市銀行等：都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等
 その他：政府系中小企業金融機関、政府系金融機関、農林系金融機関

中小企業の取引金融機関（売上高別）



(出典) 中小企業実態基本調査 平成19年調査結果 (中小企業庁)
 (注) 都市銀行等：都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等
 その他：政府系中小企業金融機関、政府系金融機関、農林系金融機関

中小企業（小売業）の取引金融機関（売上高別）



(出典) 中小企業実態基本調査 平成19年調査結果 (中小企業庁)
 (注) 都市銀行等：都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等
 その他：政府系中小企業金融機関、政府系金融機関、農林系金融機関

協同組織金融機関（信金・信組）の破綻要因分析（平成3年度～平成14年度）

（単位：金融機関数）

	信用金庫・信用組合計						銀行（参考）	
			信用金庫		信用組合			
		経営に欠陥あり		経営に欠陥あり		経営に欠陥あり		経営に欠陥あり
貸出債権の不良化	146	94	23	14	123	80	19	15
有価証券投資等の失敗	50	23	10	7	40	16	0	0
不正・不祥事件	9	4	2	1	7	3	0	0
合計	161	102 (63.4%)	27	16 (59.3%)	134	86 (64.2%)	19	15 (78.9%)

（出典）預金保険研究第四号

（注1）要因は、複数該当している場合があるため、合計は一致しない。（ ）は「経営に欠陥あり」の件数の全体に対する割合。

（注2）「経営に欠陥あり」は、経営トップの責任追及が行われたもの等を区分。

地区規制と事業の範囲

○ 地区外における支店の設置

信用金庫・信用組合は、地区を限定された会員の相互扶助のために設立される協同組織金融機関であるとの趣旨から、会員・組合員へのサービスのために設置される支店についても、地区内に設置されている。この点は、指導監督上の措置としての対応。

○ 事後地区外

信用金庫の会員・信用組合の組合員の地区外転居による法定脱退事由が生じた場合の既存の貸付けについては、個々にやむを得ない事情もあることから、一括弁済を求めている。

○ 地区外の企業へのシンジケートローン

「地区」外の企業は、信用金庫・信用組合の「会員・組合員」ではないことから、法令上、そのような企業に対するシンジケートローンへの参加は、「員外貸付」に該当しない限り、認められない。

すなわち、会員・組合員以外の者であっても、次に掲げるような場合においては、貸付け等の総額の20%の範囲内において、貸付けを行うことが認められている（員外貸付）。

- ・ 預金等を担保とする貸付け
- ・ 大規模事業者となったことにより脱退した者への一定期間の貸付け（いわゆる「卒業生金融」・信用金庫のみ）
- ・ 会員・組合員以外の者で会員・組合員たる資格を有する者に対する貸付け（小口員外貸付・信用金庫 700 万円以下・信用組合 500 万円以下）

等

(参考条文)

信用金庫法 (抄)

(会員たる資格)

第十条 信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する個人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超える事業者を除くものとし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する法人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額を超える事業者を除くものとする。

- 一 その信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者
- 二 その信用金庫の地区内に事業所を有する者
- 三 その信用金庫の地区内において勤労に従事する者
- 四 (略)

2 (略)

(信用金庫の事業)

第五十三条 信用金庫は、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 (略)
- 二 会員に対する資金の貸付け
- 三・四 (略)

2 信用金庫は、政令で定めるところにより、前項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対して資金の貸付け（手形の割引を含む。以下この章において同じ。）をすることができる

3～11 (略)

信用金庫法施行令 (抄)

(会員以外の者に対する資金の貸付け等)

第八条 信用金庫が法第五十三条第二項の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。

- 一 会員以外の者に対しその預金又は定期積金を担保として行う資金の貸付け
- 二 金融庁長官の定める期間会員であつた事業者で法第十条第一項ただし書に規定する事業者となつたことにより脱退したものに対し、金融庁長官の定める期間内に行う資金の貸付け（償還期限が当該期間内に到来するものに限る。）及び手形の割引
- 三 会員以外の者で会員たる資格を有するものに対し、金融庁長官の定める金額の範囲内において行う資金の貸付け及び手形の割引
- 四～九 (略)

2 (略)

中小企業等協同組合法（抄）

（組合員の資格等）

第八条

1～3 （略）

4 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に規定する小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者その他これらに準ずる者として内閣府令で定める者で定款で定めるものとする。

5・6 （略）

（信用協同組合）

第九条の八 信用協同組合は、次の事業を行うものとする。

一 組合員に対する資金の貸付け

二～四 （略）

2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。

一～四 （略）

五 組合員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。次条第一項第二号において同じ。）

六～二十一 （略）

3 （略）

4 信用協同組合は、第二項第五号の事業については、政令で定めるところにより、第一項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

5～10 （略）

中小企業等協同組合法施行令（抄）

（信用協同組合の組合員以外の者に対する資金の貸付け等）

第十四条 信用協同組合が法第九条の八第二項第五号の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。

一 組合員以外の者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付け

二 組合員以外の者で組合員たる資格を有するものに対し、金融庁長官の定める金額の範囲内において行う資金の貸付け及び手形の割引

三～八 （略）

2 （略）

過去10年間の地区拡張等の実績

➤ 信用金庫

(単位：件)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
地区拡張の実績	17	15	8	20	19	17	23	54	25	11
地区拡張を主な 目的とするもの	15	10	2	6	4	7	19	51	22	9
事業譲受を 契機とするもの		2	4	8	4					
合併を 契機とするもの	2	3	2	6	11	10	4	3	3	2

(注) 信用金庫における地区縮小の実績は、18年度に1件である。

➤ 信用組合

(単位：件)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
地区拡張の実績	14	15	3	23	20	7	4	15	7	8
地区拡張を主な 目的とするもの	3	8	1	10	8	5	3	14	5	7
事業譲受を 契機とするもの	11	3	1	11	9	1				
合併を 契機とするもの		4	1	2	3	1	1	1	2	1

(注) 信用組合における地区縮小の実績は、17年度に3件である。

地区にかかる関連条文（信用金庫）

○ 信用金庫法（抄）

（定款）

第二十三条

3 金庫の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

三 地区

（内閣総理大臣の認可）

第三十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 定款を変更しようとするとき。

○ 信用金庫法施行規則（抄）

（定款の変更等の認可の申請等）

第十六条

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 定款の変更

イ 定款の変更が地区の拡張に関するものである場合には、現在の地区及び拡張しようとする地区の経済の事情に照らし、地区の拡張が必要であると認められ、かつ、当該金庫が当該地区において事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

ロ 定款の変更が地区の縮小に関するものである場合には、縮小しようとする地区における会員その他の顧客に係る取引が他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該地区における会員その他の顧客に著しい影響を及ぼさないものであること。

ハ 定款の変更がその他の事項に関するものである場合には、定款の変更が必要であると認められ、変更の内容が法、令及びこの府令の規定に違反しないこと。

地区にかかる関連条文等（信用組合）

○ 中小企業等協同組合法（抄）

（定款）

第三十三条 組合の定款には、次の事項（共済事業を行う組合にあつては当該共済事業（これに附帯する事業を含む。）に係る第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項を除く。）を記載し、又は記録しなければならない。

三 地区

（総会の議決事項）

第五十一条

2 定款の変更（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第二十七条の二第四項から第六項までの規定を準用する。

（設立の認可）

第二十七条の二

5 行政庁は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。

二 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行うのに適切でないと認められるとき。

三 常務に従事する役員が金融業務に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。

四 業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適当でないと認められるとき。

○ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

V-5 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係

V-5-1-3 認可事項の審査に際しての留意点

(2) 地区の拡張に関する定款の変更

現在の地区及び拡張しようとする地区における金融その他の経済の事情に照らし、地区の拡張が必要であると認められ、かつ、当該組合が当該地区において事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができるか。

(3) 地区の縮小に関する定款の変更

縮小しようとする地区における預金者その他の債権者（以下「預金者等」という。）に係る取引が他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該地区における預金者等の利益の保護に欠けるおそれがないか。

協同組織中央機関について

(概要)

1. 信金中央金庫・全国信用協同組合連合会は、それぞれ、信用金庫法・中小企業等協同組合法に基づき、全国の信金・信組を会員・組合員とする協同組織中央機関。
2. 具体的な業務は、個別金融機関としての業務に加え、協同組織中央機関として、傘下信金・信組の余裕資金の効率運用、各種業務支援、資本増強制度の運用等を行っている。

信金中央金庫の概要

1. 総資産 : 26兆2,063億円
2. 純資産 : 7,289億円
3. 当期純利益 : 348億円
(有価証券運用利回り 1.40%)
4. 自己資本比率 : 15.75%
5. 職員数 : 1,054人

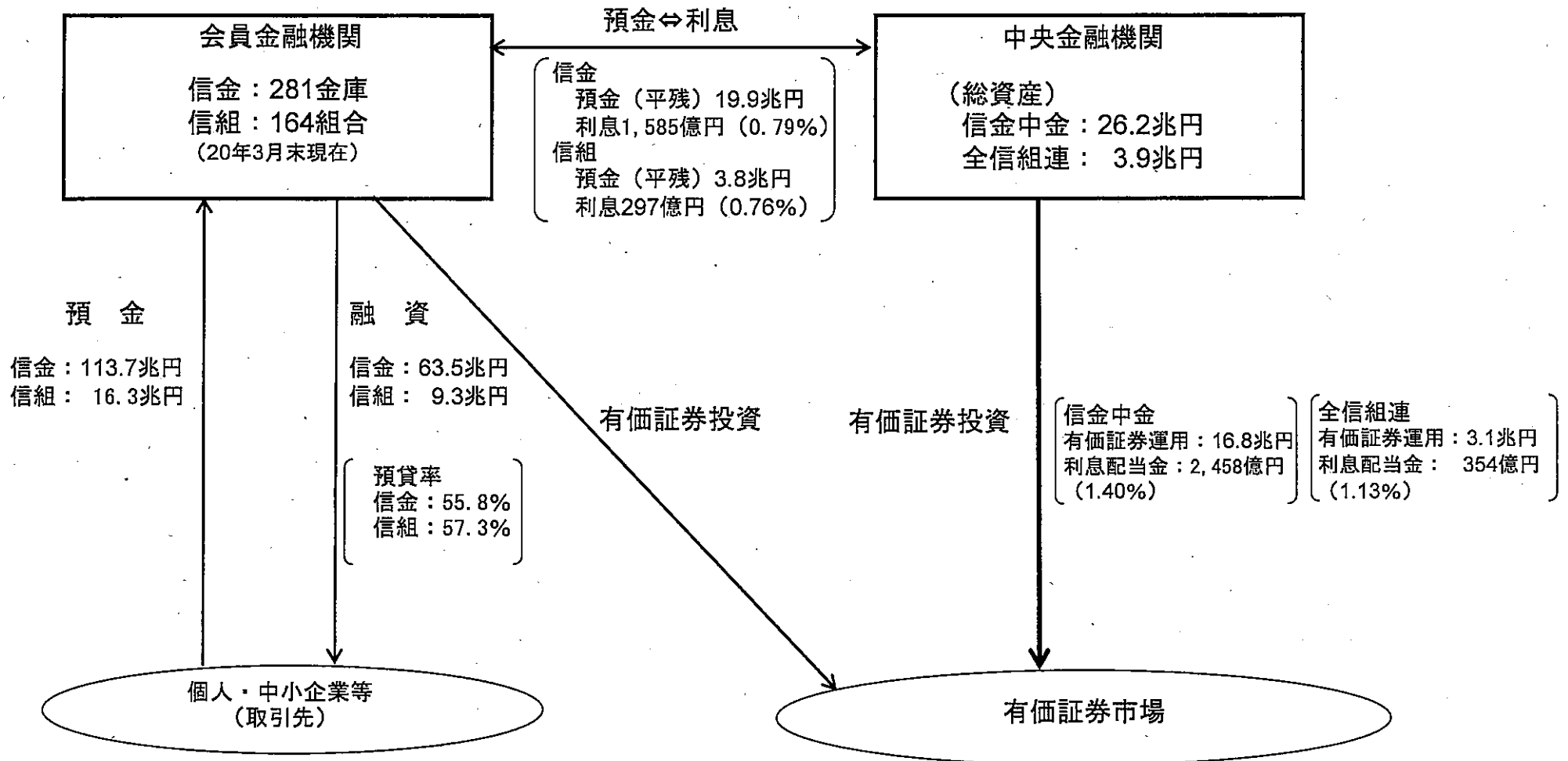
(注)計数は20年3月末現在(単体)

(出典)各協同組織中央機関公表資料

全国信用協同組合連合会の概要

1. 総資産 : 3兆9,039億円
2. 純資産 : 1,397億円
3. 当期純利益 : 52億円
(有価証券運用利回り 1.13%)
4. 自己資本比率 : 13.25%
5. 職員数 : 284人

協同組織中央機関の余資運用について



(注) 計数はいずれも20年3月期
 (出典) 各業界団体、金融機関公表資料

Ⅱ. 信用金庫・信用組合における地域密着型金融の取組みについて

地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の経緯

- 14年10月30日 「金融再生プログラム」を公表
- 15年 3月27日 金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を公表
- 15年 3月28日 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(第1次AP)を公表
- 16年12月24日 「金融改革プログラム」を公表
- 17年 3月28日 『「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理(座長メモ)」を公表
- 17年 3月29日 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17~18年度)」(第2次AP)を公表
- 19年 4月 5日 金融審議会金融分科会第二部会報告「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」を公表
- 19年 8月24日 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表

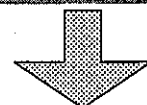
リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(基本的考え方)

—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保—

金融再生プログラム(14年10月30日公表)

「中小・地域金融機関(※)の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する」

(※) 地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合

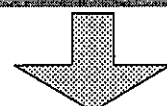


※「リレーションシップバンキング」=長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル

金融審議会・金融分科会・第二部会報告『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』(15年3月27日公表)

《中小・地域金融機関の不良債権の特性を踏まえた処理の推進》

- ▶ 地域の中小企業とのリスクの共同管理やコストの共同負担を通じて、借り手と貸し手双方の健全性を確保し、リレーションシップバンキングの持続可能性(サステナビリティ)を保持していくことが基本
- ▶ 不良債権処理は、地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、貸し手、借り手双方が十分に納得のいく形で進められる必要
- ▶ 適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、一定期間内に不良債権処理の体制整備を含むリレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体策を実施することを基本に据えることが適当。具体的には、平成16年度までの2年間を地域金融に関する「集中改善期間」とした上で、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も解決していくことが適当



アクションプログラム

平成15～16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

《Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

《Ⅱ. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

⇒ 各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

※主要行と同様のオフバランス化手法を取ることの困難性(上記金融審議会第二部会報告より)

- ① 地域の中小企業には、抜本的な企業再生手法の選択肢、担保処分の流動性、人材等の利用可能性が限定的。また、小規模事業者の場合、生活と経営が一体的で処理自体が困難
- ② 中小・地域金融機関は経営改善指導や企業再生に関するノウハウが十分でなく、体制も未整備。無理な処理を強いると、本来再生可能な中小企業まで廃業・清算に追い込まれる恐れ
- ③ 雇用の円滑な流動化や人材活用等の環境整備がなされないままに急速な処理を進めた場合、失業の急増を招くなど、地域経済に重大な影響を与えかねない

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム

(平成 15 年 3 月 28 日 協同組織金融機関関連抜粋)

I. 中小企業金融の再生に向けた取組み

4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

(6) 地域集中リスクの軽減を図る観点から、協同組織中央機関に対し、個別金融機関のリスクを調整・吸収するための仕組みの検討を要請する。

II. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

3. ガバナンスの強化

(2) 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上を図る観点から以下の対応を行う。

- ① 各金融機関に対し、平成15年度から半期開示の実施を要請する。
- ② 監査機能の強化を図るため、外部監査の実施対象の拡大等について検討する。
- ③ 総代会の機能を強化するため、総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等について、各業界団体に対し、平成15年度中の検討を要請するとともに、各金融機関に対し、平成16年度中の実施を要請する。
- ④ 中央機関に対し、個別金融機関に対する経営モニタリング、経営相談・指導機能の充実を図るよう要請する。

6. 地域の金融システムの安定性確保

(2) 協同組織金融機関の地域集中リスクを軽減し、健全性の確保に万全を期すため、中央機関に対し、資本増強制度の活用等、個別金融機関の経営基盤強化に向けた取組みを一層強化するよう要請する。また、中央機関に対し、流動性の面で問題が生じた場合には、政府・日銀との連携の下、最大限の努力を行うよう要請する。

新アクションプログラム(平成17~18年度)の経緯等

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(15年3月28日金融庁)

平成15~16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

Ⅱ. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

金融改革プログラム(16年12月24日金融庁)

「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る。このため、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを…策定する」

金融審議会第二部会リレーションシップバンキングのあり方に関するWG
(17年2月7日以降6回及び地方懇談会2回(福岡市、大阪市))

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理(17年3月28日金融審議会第二部会リハシのあり方に関するWG)

Ⅰ. 評価できる点

- 金融機関が地域において自ら果たす役割を再認識
 - 融資姿勢や支援に向けた取組み状況は改善
 - 地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備は進捗
- ⇒ 「集中改善期間」の金融機関の取組みについては一定の評価

Ⅱ. 不十分な点

- 地域密着型金融の本質が必ずしも正しく理解されていない
- 金融機関の計画が総花的。取組み姿勢・実績にバラツキ
- 事業再生への取組み、目利き能力等が依然として不十分
- 利用者に対する情報開示が不十分 等

Ⅲ. 新たなアクションプログラムに期待すること

- (1) 地域密着型金融の継続的な推進
- (2) 地域密着型金融の本質を踏まえた推進
- (3) 地域の特性等を踏まえた「選択と集中」による推進
- (4) 情報開示等の推進とこれによる規律付け 等

新アクションプログラム(平成17~18年度)

平成17~18年度の2年間に、地域密着型金融の一層の推進を図る

Ⅰ. 事業再生・中小企業金融の円滑化

- (1) 創業・新事業支援機能等の強化
- (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
- (3) 事業再生に向けた積極的取組み
- (4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等
- (5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- (6) 人材の育成

Ⅱ. 経営力の強化

- (1) リスク管理態勢の充実
- (2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上
- (3) ガバナンスの強化
- (4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化
- (5) ITの戦略的活用
- (6) 協同組織中央機関の機能強化
- (7) 検査、監督体制

Ⅲ. 地域の利用者の利便性向上

- (1) 地域貢献等に関する情報開示
- (2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備
- (3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立
- (4) 地域再生推進のための各種施策との連携等
- (5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

⇒ 各金融機関は17年8月末までに「地域密着型金融推進計画」を提出・公表。また、半期毎に進捗状況を公表

地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム

(平成 17 年 3 月 29 日 協同組織金融機関関連抜粋)

1. 事業再生・中小企業金融の円滑化

(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

② 中小企業の資金調達手法の多様化等

○ 中小企業金融の円滑化等

協同組織中央機関に対し、中小企業金融の円滑化や協同組織金融機関における地域集中リスクの軽減等を図るため、貸出債権の流動化等に向けた取組みを要請する。【対協同組織中央機関】

2. 経営力の強化

(3) ガバナンスの強化

○ 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上

- 半期開示の内容充実について、業界団体に対し、検討を要請するとともに、各金融機関に対し、実施を要請する。【対協同組織金融機関、業界団体】
- 総代会に一般の会員・組合員の意見を反映させる仕組み等、総代会の機能強化に向けた取組みについて、業界団体に対し、これまでの取組みを踏まえた検討を要請するとともに、各金融機関に対し、実施を要請する。【対協同組織金融機関、業界団体】

地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム

(平成 17 年 3 月 29 日 協同組織金融機関関連抜粋)

2. 経営力の強化

(6) 協同組織中央機関の機能強化

○ 協同組織中央機関の機能強化

- 協同組織中央機関に対し、個別金融機関に対する経営モニタリングや経営相談・指導の機能を拡充するとともに、個別金融機関の経営力強化を図り健全性確保に万全を期すための資本増強制度を積極的に活用するよう要請する。また、流動性の面で問題が生じた場合には、政府・日銀との連携の下、最大限の努力を行うよう要請する。
【対協同組織中央機関】
- 協同組織中央機関に対し、人材の育成や確保等を図りつつ、個別金融機関の経営管理態勢を強化するための人的支援を要請する。【対協同組織中央機関】
- 協同組織中央機関及び各金融機関に対し、市場リスクや収益性確保への対応として、個別金融機関の市場リスク管理態勢等の強化に向けて取り組むとともに、協同組織中央機関が個別金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能等の一層の活用に向けて取り組むよう要請する。【対協同組織中央機関、協同組織金融機関】

地域密着型金融（15～18年度 第2次アクションプログラム終了時まで）の進捗状況の概要

I 地域金融機関（地域銀行、信金、信組、計566金融機関）から公表された実績のまとめ

1. 創業・新事業支援のための融資は、政府系金融機関等との協調融資は伸び悩んだものの、自前の創業等支援融資商品による融資が順調に増加するなど着実に進捗。

	< 15年度 >	< 16年度 >	< 17年度 >	< 18年度 >
・創業等支援融資商品による融資	1.9千件 179億円	⇒ 2.8千件 250億円	⇒ 5.4千件 603億円	⇒ 6.9千件 742億円
・政府系金融機関等との協調融資	0.3千件 374億円	⇒ 0.7千件 684億円	⇒ 0.8千件 987億円	⇒ 0.7千件 803億円

2. 経営改善支援により支援を行った債務者の改善実績は、各金融機関の取組みが既に一巡し、困難事案が多いなか、第1次アクションプログラムの実績と比べて微減。ビジネスマッチングの取組みは大幅に増加。

・経営改善支援取組み先のランクアップ率 (正常先除く)	<15～16年度(第1次AP)>	24.5%	⇒	<17～18年度(第2次AP)>	22.1%
・ビジネスマッチングの成約案件	6.2千件	⇒	10.4千件	⇒	15.9千件 ⇒ 24.0千件

3. 事業再生については、対象が小口、困難事案に拡大する中、中小企業再生支援協議会の活用件数は堅調に推移。再生手法の中ではDES（デット・エクイティ・スワップ）やDIPファイナンスが引き続き活用されている。

・中小企業再生支援協議会の再生計画策定先	201件 2,305億円	⇒	302件 3,422億円	⇒	380件 3,572億円	⇒	391件 2,803億円
・整理回収機構の支援決定先	3件 608億円	⇒	10件 631億円	⇒	22件 942億円	⇒	38件 1,176億円
・企業再生ファンドへの出資	109億円	⇒	168億円	⇒	169億円	⇒	162億円
・DES（債務の株式化）	29件 175億円	⇒	33件 261億円	⇒	24件 191億円	⇒	34件 256億円
・DDS（債務の資本的劣後ローン化）	7件 56億円	⇒	57件 281億円	⇒	64件 257億円	⇒	51件 166億円
・DIPファイナンス (法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給)	152件 566億円	⇒	188件 192億円	⇒	136件 160億円	⇒	563件 197億円

4. 担保・保証に過度に依存しない融資については、財務制限条項を活用した融資やシンジケートローンの組成金額が増加。また、動産・債権譲渡担保融資が幅広く普及しつつある中で、特に動産担保融資については、実績が少額ながらも急増。

・財務制限条項を活用した商品による融資	2.1千件 339億円	⇒	3.6千件 954億円	⇒	5.4千件 2,031億円	⇒	4.5千件 2,385億円
・シンジケートローンの組成	219件 2,993億円	⇒	420件 4,792億円	⇒	567件 5,245億円	⇒	635件 6,700億円
・動産・債権譲渡担保融資 (うち動産担保融資)	10.0千件 1,102億円	⇒	19.0千件 1,737億円	⇒	23.5千件 1,998億円	⇒	18.2千件 2,029億円
	(個別に把握せず)	⇒	(同左)	⇒	27件 47億円	⇒	153件 131億円

5. 地域の利用者利便向上、地域活性化については、地域の特性に応じた様々な取組みが行われる中、特に、PFI事業への融資が増加。

・PFI事業への融資

< 15年度 >	< 16年度 >	< 17年度 >	< 18年度 >
22件 187億円 ⇒	49件 409億円 ⇒	71件 326億円 ⇒	116件 625億円

《参考：地域金融機関が自主的に設定した数値目標の進捗状況》

地域金融機関が自主的に設定した数値目標のうち、進捗状況（実績）を公表している数値目標に関する達成度の自らの評価

○「目標を上回り達成」 約62%

○「目標を概ね達成」 約16%

○「目標の達成には至らなかった」 約22%

II 地域金融機関の取組みについての評価及び今後の課題

1. 地域金融機関における見方

総じて、自らの地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは着実に進捗しているとの積極的評価が多いものの、事業再生のスピードアップや目利き能力の向上、法令遵守態勢の強化、利用者への情報提供を課題にあげる金融機関もある。

2. 利用者における見方（取組み全体に対する評価）

利用者アンケートの結果によると、地域密着型金融の機能強化に向けた取組み全体に対する積極的な評価は半数を超えて更に増加する一方、消極的な評価は減少している。

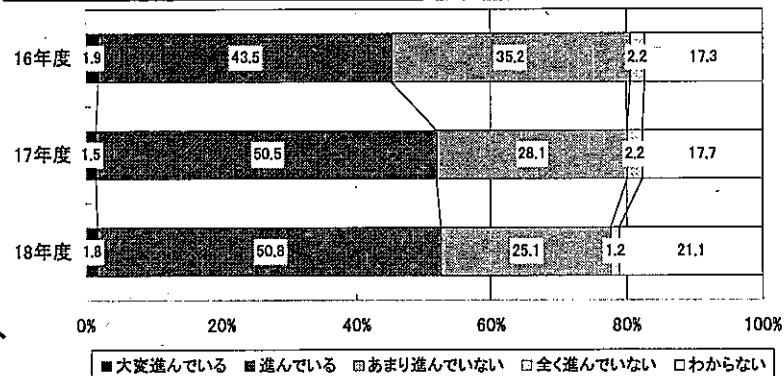
（積極的評価）

- ・経営相談等、特にビジネスマッチングへの取組みが積極的に行われている。
- ・財務諸表等の書面よりも、経営者自身や現場の動向等を重点的に評価し始めている。
- ・貸し渋り・貸し剥がしの問題はあまり聞かなくなった。
- ・数年前と比較すると、相当、地域経済の活性化や地域貢献に努力している。

（消極的評価）

- ・取組み姿勢は窺えるが、実感として変化が見られない。
- ・金融機関により取組み姿勢にバラつきがあり、また同一金融機関であっても、支店間・職員間の取組み姿勢にも格差がある。
- ・依然として担保・保証に依存しており、目利き能力が不足している。

○ 地域密着型金融の機能強化に関する取組みに対する評価



3. 利用者における見方（各施策に対する評価）

（1）事業再生・中小企業金融の円滑化への取組み

創業・新事業支援、経営相談・支援、顧客への説明態勢・相談苦情処理、人材育成の各項目は、いずれも積極的評価が消極的評価を上回っている。

しかしながら、担保・保証に過度に依存しない融資については、なお、若干ながら消極的評価が上回っており、事業再生への取組みについては、引き続き消極的評価が多い。

調査項目	創業・新事業支援機能等の強化	経営相談・支援機能の強化	事業再生への取組み	担保・保証に過度に依存しない融資等	顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化	人材の育成（※）
積極的評価	39.5 (24.5)	50.7 (33.5)	24.3 (18.5)	41.6 (20.4)	51.7 (27.6)	35.6 (34.3)
消極的評価	38.3 (48.6)	32.8 (45.5)	40.7 (44.8)	42.4 (61.2)	25.3 (43.7)	33.4 (33.3)

（単位：％、カッコ内は15年度分の調査結果（※は17年度分）。積極的・消極的評価の合計と100％との差は「分からない」との回答。以下同じ。）

（2）地域の利用者の利便性向上への取組み

情報開示については、積極的評価が消極的評価を上回っているものの、利用者満足度重視の経営確立については、なお、若干ながら消極的評価が上回っている。また、地域再生のための連携、地域貢献については、引き続き消極的評価が多い。

調査項目	地域貢献等に関する情報開示	地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立	地域再生推進のための各種施策との連携等（※）	地域貢献（金融活動を通じた地域経済への貢献等）の状況
積極的評価	42.4 (25.0)	44.5 (36.4)	25.3 (24.3)	32.9 (30.3)
消極的評価	35.3 (46.2)	45.5 (46.6)	39.7 (40.8)	43.9 (47.3)

III まとめ

地域密着型金融については、2次のアクションプログラムの4年間に、件数・金額を見ると、総じて着実に実績が上がっているが、利用者からは、事業再生への取組み、担保・保証に過度に依存しない融資、地域貢献等がなお不十分であるとの指摘がある。

先般とりまとめられた金融審議会報告書においては、「事業再生をはじめとした取引先企業の支援強化」「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」の3項目について、各金融機関に引き続き取組みを求めており、その際「利用者ニーズを的確に把握し、経営戦略へのフィードバックに繋げる」ことも必要としているところ。

これらを踏まえた各金融機関の一層の取組みを期待するとともに、当局としても必要なフォローアップを行ってまいりたい。

地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について
—地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を—
《金融審議会 金融分科会 第二部会報告 概要》

現状認識

《これまでの成果》

- 取組み件数・金額の実績は着実に向上。
- 基本的概念・個々の手法は浸透・定着。
- 不良債権比率は低下。「緊急時」から「平時」対応へ。

《不十分な点、課題》

- 金融機関の取組みは、二極化傾向。
- 事業再生、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等は不十分との評価。
- 収益向上に結びついているか途半ば。
- 例示項目がチェックリストと化し、その消し込みに留まっているとの指摘。
- 2年期限の計画、半期報告というプログラム形式が経営の自由度を制約、短期的に成果が上がる取組みを助長との批判。

《新たな環境》

- 主要行等との競争激化、ゆうちょ銀行、政策金融改革等の新しい動き。
- 少子高齢化、財政事情の悪化の下、地場産業の空洞化、中心市街地の空洞化、これらを通じた大都市と地域の二極化など、地域に多くの問題。
- 再チャレンジ支援の観点も踏まえ、地域経済の活性化を総合的に図っていく必要。「点」の事業再生を地域全体の「面的再生」につなげていくことが課題。

基本的考え方

- 地域密着型金融の必要性の確認
 - ・地域金融機関の生き残りのためには、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化が必要。
 - ・コストを認識し、これに見合う収益獲得につながるよう顧客・地域ニーズの把握、「選択と集中」の徹底・深耕が不可欠。
- 地域金融機関は、地域の面的再生でも貢献可能
 - ・地域の情報ネットワークの要として、資金供給者としての役割に留まらず、情報・人材面でも果たせる役割あり。
 - ・このニーズへの適切な対応は、収益獲得に向けたビジネスチャンス。
- 適切なコミットメント
 - ・地域貢献に際しては、コストを意識し、自らの収益にもつながる持続可能な貢献をすることが重要。

具体的取組み内容・推進体制

【具体的取組み内容】

- 金融機関に共通して取組みを求める内容としては、地域密着型金融の本質に係わる、
 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
 2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底
 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献の3点に限定。
具体的取組み方法は各金融機関に委ねる。
- 協同組織金融機関については経営力強化を引き続き求める一方、中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的な取組みを推進。
 - ・個別機関には、協同組織性を活かした取組み、地域への貢献・還元を期待。
 - ・中央機関・業界団体には、ネットワークを活かした他機関との連携、個別金融機関の余裕資金運用機能の一層の活用等を期待。

【推進体制】

- プログラム形式をとらず、監督指針に盛り込み恒久化。
- 画一的・総花的な計画策定・報告は求めず、日常の監督の中でフォローアップ。
- 自主的開示の促進とパブリック・プレッシャーを通じたガバナンス。
- 年1回程度の実績公表。取組み事例公表。
- 中央・地方両レベルでの関係機関・関係省庁との連携強化。

地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みについて

「地域密着型金融についての評価と今後の対応について」(概要) (金融審議会第二部会報告 平成19年4月5日)

○ 地域密着型金融の必要性・基本的考え方

- ・地域金融機関の生き残りのためには、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化が必要
- ・コストを認識し、これに見合う収益獲得につながるよう、顧客・地域ニーズの把握、「選択と集中」の徹底・深耕が不可欠
- ・地域の面的再生でも貢献可能(資金供給者としての役割に留まらず、情報・人材面でも果たせる役割あり)
- ・適切なコミットメント(地域貢献に際しては、コストを意識し、収益につながる持続可能な貢献が重要)

○ 地域密着型金融の具体的内容

- 金融機関に共通して取組みを求める内容として、地域密着型金融の本質に関わる以下の三点に限定。具体的取組みは金融機関に委ねる。

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

○ 地域密着型金融の推進体制

(1) 金融機関の態勢整備

- ・収益向上に結び付けていくための内部態勢の整備、経営資源の「選択と集中」
- ・地域の利用者ニーズに対応できる人材育成や活用、関係者との連携強化

(2) 金融機関への要請事項

- ・取組みの重点事項・目標の経営中期計画等への明示、達成状況の公表
- ・利用者ニーズの把握と経営戦略へのフィードバック

(3) 行政の関与のあり方

- ・画一的な計画策定・報告は求めず、自主的に策定する経営計画の内容・進捗状況を、通常の監督の中でフォローアップ
- ・年1回程度の実績公表、取組み事例公表
- ・利用者の声の把握と結果公表
- ・自主的開示の促進とパブリック・プレッシャーを通じたガバナンス(主要計数の開示要請、金融機関の取組み成果の発表機会提供等)

(4) 行政当局の態勢整備(中央・地方両レベルでの関係省庁との連携強化)

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正内容(概要) II-5 地域密着型金融の推進

1. 意義

(1) 経緯

- ・報告書において、これまでの成果等も踏まえ、地域密着型金融は、地域金融機関が引き続き取組みを進めていくべきものとの結論
- ・通常の監督行政の恒久的な枠組みで推進すべきとされたことから、地域密着型金融の推進について、監督指針に明確に記載

(2) 基本的考え方

- ⇒ 左記の報告書に記載されたものを改めて明示

2. 主な着眼点

(1) 態勢整備(金融機関の態勢面を検証)

- ・地域密着型金融を収益向上に結び付けていくための内部態勢整備
- ・経営資源の「選択と集中」の徹底状況
- ・推進の基本方針の開示(経営の中期計画等において明示されているか)及び職員への徹底の状況
- ・人材育成・活用、関係者との連携の状況
- ・利用者ニーズの把握と経営戦略へのフィードバック、利用者評価の業務への反映状況

(2) 具体的取組み(以下の三分野について、積極的に取組みを行っているか検証。具体的な手法については、報告書で示された項目は例示するに留め、金融機関の自主的判断に委ねる。)

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

3. 監督手法・対応

- 自由競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目を通じたガバナンスを基本とし、地域密着型金融が深化・定着するよう動機づけ、環境整備

- 個別手法の定量的な評価に終始せず、経営戦略全体における位置づけや取組みの深度等に十分留意

(1) 取組み状況の把握

- ・総合的ヒアリング・トップヒアリングによる定期的フォローアップ(自主的に策定する経営計画の内容及び進捗状況)
- ・年1回の実績とりまとめ公表
- ・利用者の声を把握する調査の年1回実施、結果公表

(2) 情報開示と市場規律を通じたガバナンス

- ・金融庁・財務局のホームページにおける主要計数及び取組み実績等の開示
- ・シンポジウムを年1回以上、都道府県又は財務事務所単位で開催
- ・先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについて、年1回事例紹介や顕彰等を実施

信用金庫・信用組合の地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みについて

「地域密着型金融についての評価と今後の対応について」(概要) (金融審議会第二部会報告 平成 19 年 4 月 5 日)

(補論) 協同組織金融機関について

- 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしつつ、会員・組合員でもある取引先(小規模事業者)の身の丈・ニーズに合った地域密着型金融への取組みが必要。
- 具体的な取組みとしては、特に、
 - 目利き能力の向上、人材の育成
 - 身近な情報提供・経営指導・相談
 - 商工会議所、商工会、中小企業再生支援協議会等、他機関との連携に注力すべき。
- さらに、例えば、
 - 会員・組合員に対する相談機能を活かした予防策を中心に、目的別ローンなども活用した、多重債務者問題解決への一定の役割発揮、
 - 個人・小規模事業者の資金ニーズに対するきめ細やかな対応、
 - 企業的な規模拡大を目指さず、地域・生活に密着した活動を行っているコミュニティ・ビジネスやNPOへの支援・融資(マイクロファイナンス的な取組み等)、地域社会への貢献・還元、について、取組みを期待。
- 協同組織金融機関においては、一方で、不良債権比率が他業態に比して高い、預貸率が低下している、一部の業態では不祥事件により行政処分を受ける事例が多発している等の事実がある。
したがって、協同組織金融機関は、ガバナンスの強化、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化等、経営力の強化に向けた取組みが必要。
- 規模・マンパワーに制約がある個々の協同組織金融機関については、自ら態勢強化に努めるとともに、中央機関や業界団体による業務補完・支援が不可欠。中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的な取組みの推進を図ることも必要。

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正内容(概要) (信用金庫・信用組合関連部分)

1. 地域密着型金融の取組み

(1) 主な着眼点

中小企業再生支援協議会等との連携など、左記の報告書に記載された項目を主な着眼点として例示し、信用金庫・信用組合による地域密着型金融の取組みを検証。

(2) 監督手法・対応

定期的なヒアリングの機会を活用し、経営陣の地域密着型金融への取組み姿勢等についての確に把握。

2. 経営力の強化に向けた取組み

(1) 主な着眼点

ガバナンスが相対的に弱いとの指摘や、不良債権比率が他業態に比して高い、預貸率が低下している等の事実を踏まえ、以下の点を主な着眼点とし、経営力の強化に向けた取組みを検証。

① 経営管理(ガバナンス)

② 信用リスク管理

- 中小・零細企業である取引先との長期的な密度の高いコミュニケーションの確保
- 中小企業再生支援協議会等の積極的な活用を含めた、的確な事業再生計画の策定

③ 市場リスク管理

- 仕組債等に対する適切なリスク管理態勢整備
- 中央機関による市場リスク等の管理に係る業務支援・補完機能の活用

➤ 中央機関について

傘下金融機関に対する市場リスク管理等に係る業務支援や、傘下金融機関からの余資運用・収益還元に係る取組み等を主な着眼点として記載し、傘下金融機関に対する経営力の強化に向けた業務支援・補完の取組み状況等を検証。

(2) 監督手法・対応

- 定期的なヒアリングの機会を活用し、経営力の強化に向けた取組み状況等についての確に把握。必要に応じ、法令に基づく報告を求める等、監督上の対応を実施。
- 特に、法令等遵守の徹底の観点から、引き続き、法令違反や不祥事件等に係る監督上の措置を厳正に運用することを明記。
- 中央機関に対しては、傘下金融機関に対する業務支援・補完の状況等について、ヒアリング等によりの確に把握。

Ⅲ. その他

協同組織金融機関に係る諸計数

(20年3月末)	信用金庫	信用組合	労働金庫	農協系統 (19年3月末)
1. 金融機関数	281 金庫	164 組合	13 金庫	農協：867 組合 信農連：36 機関
2. 預金量	113.7 兆円	16.3 兆円	14.9 兆円	農協：79.7 兆円 信農連：50.0 兆円
3. 貸出金 (貸出金利回り)	63.5 兆円 (2.63%)	9.3 兆円 (3.16%)	10.2 兆円 (2.35%)	農協：21.5 兆円 信農連：6.5 兆円
4. 預貸率	55.9%	57.5%	68.3%	農協：27.0% 信農連：12.9%
5. 不良債権比率 (不良債権額)	6.4% (4.5 兆円)	10.3% (1.0 兆円)	1.25% (0.1 兆円)	農協：5.3% (1.1 兆円) 信農連：2.5% (0.2 兆円)
6. 自己資本比率 (Tier1 額)	11.7% (5.9 兆円)	9.9% (0.8 兆円)	11.5% (0.8 兆円)	信農連：19.0% (2.4 兆円)
7. 会員・組合員数	9,280 千人	3,674 千人	184 千会員 (間接構成員は9,833 千人)	農協：9,323 千人

協同組織中央機関（単体）に係る諸計数

(20年3月末)	信金中金	全信組連	労金連	農林中金
1. 総資産	26.2兆円	3.9兆円	4.5兆円	61.2兆円
2. 預金 (傘下金融機関からの預け金)	18.6兆円 (17.7兆円) ○傘下信金の余裕資金について、信金中金への預け入れ義務はなし。 ○実際の傘下信金の余裕資金に係る信金中金への預け入れは約35%。	3.7兆円 (3.7兆円) ○傘下信組の余裕資金について、全信組連への預け入れ義務はなし。 ○実際の傘下信組の余裕資金に係る全信組連への預け入れは約50%。	3.9兆円 (3.5兆円) ○傘下労金の余裕資金について、労金連への預け入れ義務あり。(預金の11%以上) ○実際の傘下労金の余裕資金に係る労金連への預け入れは約75%。	38.8兆円 (33.9兆円) ○農協・信農連は、各上部機関への預け入れ義務あり。 〔農協→信農連2/3以上 信農連→農林中金1/2以上〕 ○この結果、余裕資金について、農協から信農連・農林中金への預け入れは約90%、同じく信農連から農林中金への預け入れは約65%となっている。
3. 有価証券残高 (有価証券運用利回り)	16.8兆円 (1.40%)	3.1兆円 (1.13%)	3.6兆円 (1.32%)	36.3兆円 (4.30%)
4. 自己資本比率	15.7%	13.2%	20.2%	12.5%
5. 資本増強制度の活用実績※	(累計) 57金庫、3,587億円 (残高) 30金庫、2,504億円	(累計) 41組合、541億円 (残高) 23組合、449億円	(累計) 1金庫、60億円 (残高) 1金庫、20億円	(累計) 信農連、農協 23件、516億円 信漁連、漁協 9件、142億円 (残高) 信農連、農協、23件 516億円 信漁連、漁協 9件 142億円 (注) 資本増強は、農林中金や信農連等が出資する(社)ジェイエイバンク支援協会等(基金)等が実施している。

※ 累計の機関数は延べ数